

第四十六回

委員の異動

担任

小林 武治

時任

後藤 義隆

時任

月十三日

宮澤喜一

時任

1. *Introduction*

委員長

}
}

委員

参考人の出席要求に関する件

して、国において所要の財源措置を講

従来のただし書き方式を廃止して、本

戸当たり二百平方メートルを限度とし、二軒主以上の共同費の二倍の面積の上

地の価額か高いか低いにそれぞれ引き上げました。

なお、このほか、免税点を土地、家屋についてそれぞれ引き上げるほか、公益法人が設置する看護婦等の養成所、農業生産法人が組合員等から現物出資を受けた土地などについて、現行規定との均衡等を考慮して、非課税といたしました。

第四は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましても、新評価制度の実施に伴い、次の評価改訂の時期までの暫定措置として税負担の調整を行なうことといたしました。すなわち、新評価制度の実施によりまして一般に土地の評価額は増加いたしますが、その税負担については、農地は昭和三十八年度の税負担をこえないようにし、農地以外の土地は昭和三十八年度の税負担に比し二割をこえて増加しないよう税負担の調整措置を講ずることといたしております。

また、住宅建設の促進に資するため、今後五年間に新築される住宅で一定の条件に該当するものについて、新築後三年度間に限り、税額を二分の一の額に軽減することとし、また一定の条件に該当する新築中高層耐火建築住宅については、この軽減措置の適用期間を、四階建以下のものにあつては五年度間、五階建以上のものにあつては十年間といたしております。

さらに、中小企業者が新設した農林漁業及び中小企業経営の合理化のための機械設備等のうち、租税特別措置法の規定の適用により特別償却を認められるもの及び地方鉄道業者または軌道経営者が事業の用に供する新造車両で一定の条件に該当するものにつき、取

得後三年度間に限り、課税標準を二分の一の額とする特例を設け、負担の軽減を行なうとともに、公益法人が設置する看護婦等の養成所などについて固定資産税を課さないことなどの改正をいたしております。

このほか、国際収支の改善措置として行なわれる特別とん税の引上げとも関連し、日本海運の現況より見て、今後五年度間に限り、外航船舶に対する固定資産税を免除することといたしました。

第五は、電気ガス税及び市町村たばこ消費税についてであります。

電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかる趣旨から、その税率を一分引き下げて七厘とすることとし、これに伴う減収を補てんするため、国からたばこ専売納付金の一部の移譲を受けて、市町村たばこ消費税の税率を一・六厘引き上げ、一五厘にいたしました。

電気ガス税については、このほか、新たにポリプロピレン等四品目の製造に使用する電気を非課税とし、また輸送振興に資するため、今後五年間に限り、綿糸等の製造に使用する電気にかかる税率を二厘に軽減することといたしました。

第六は、軽油引取税についてであります。道路整備計画の改訂に伴い、国、地方を通じて大幅な財源措置を講ずる必要があり、これを一般財源のみでまかなうことは、地方財政の現状にかんがみて、至難の状況にありますので、揮発油課税における税率の引き上げが予定されていることでもあり、軽油引取税の税率を一キロリットルにつき、一万五千円といたしました。

第七は、料理飲食等消費税についてであります。東洋で初めてのオリンピックが今秋東京で開催され、これに伴って、オリンピック関係者のほか、外人客が多数来訪することが予想されるのであります。なお、オリンピックを機に、今後ますます観光を目的として、あるいは商用その他の目的で来訪する者が増加することが予想されます。これらの者の税負担を少しでも軽くして、わが国における滞在の印象をよくし、また、外人客をより多く誘致いたしますため、当分の間、外人客の飲食と旅館における宿泊に対しては、料理飲食等消費税を課税しないことといたしました。

以上、地方税制の合理化その他規定の整備を行なうことといたしております。

以上、地方税制の改正につきましても概要を御説明申し上げましたが、これに伴う地方税の減税額は、初年度であります昭和三十九年度におきましては、住民税で、負担の不均衡は正百五十三億円を含みまして百九十八億円、事業税百三十億円、不動産取得税三十億円、固定資産税五十一億円、電気ガス税七十二億円、料理飲食等消費税十四億円で、合計四百九十五億円となるのであります。反面、国からの税源移譲による市町村たばこ消費税の税率の引き上げによる増収六十六億円、軽油引取税の税率の引き上げによる増収八十七億円があります。また、平年度におきましては、住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、電気ガス税等で減税額は八百八十億円になります。が、別に市町村たばこ消費税及び軽油

引取税の増収百七十億円があるのであります。

最後に、市町村民税所得割の減収補てんに関する地方財政法の改正について御説明申し上げます。

市町村民税の負担の不均衡是正にあっては、市町村の行政水準が急激に低下することのないよう経過的に財源措置を講ずることが不可欠の要件であると考えたのであります。したがって、課税方式の統一及び標準税率制度の設定に伴う減収額については、市町村に地方債を起すことを認め、昭和三十一年、四十年度の両年度から五年度間にわたり、初年度においては減税額の全額、以下これを基準として漸次二割を減した額の地方債を起す方式をとるものといたしました。

なお、別途これら地方債の元利償還に要する経費のうち、三分の二に相当する額については国が元利補給金を交付し、三分の一に相当する額については地方交付税の基準財政需要額に算入するものと法律措置を講ずることとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

政府は、別途提案いたしております地方税法等の一部を改正する法律案によりまして、市町村民税について、低

所得者の負担を軽減するとともに、市町村間における負担の均衡を確保する目的をもって、昭和三十九年度及び昭和四十年年度の二年度にわたり、市町村民税所得割の課税方式の統一と極端な超過課税の解消を行なうこととしたのであります。が、今回のこの減税は、その意義においても、その規模においても、両期的なものであり、関係市町村の財政に与える影響もまた極めて大でありますので、この減税を円滑かつ確実に実施するためには、当面減税に伴う減収を補てんすることが必要であると考えられるのであります。これがため、減収額については、五年間を限り漸減的に減税補てん償還の発行を認め、その元利償還に要する経費の三分の二の額については国が元利補給金を交付し、三分の一の額については地方交付税の算定上これを基準財政需要額に算入することによって、毎年度の元利償還に要する経費の全額について財源付与を行なうという財政上の特別措置を講ずることとしたのであります。

その二は、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額への算入であります。

当分の間、関係市町村に交付すべき地方交付税の額の算定にあたっては、当該市町村が起した市町村民税減税補てん債にかかる当該年度の元利償還金の額の三分の一の額を、全額、基準財政需要額に算入することとしておるのであります。

以上が、市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。早川自治大臣。

○国務大臣(早川崇君) ただいま議題となりました大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

大規模な公有水面の埋め立てによって新たに土地が生ずる場合におきまして、将来その土地にかかる区域において周辺市町村と関連なく新たな集落が形成され、しかもその規模が一つの地方公共団体として十分な要件を備える見通しがありますときは、当該区域をもって新たな村を設置することが適当と考えられるのであります。昭和四十

年度中に干陸が完了する予定の八郎潟中央干拓地のように面積百五十八平方キロメートルに及び、将来その区域において新しい形式の営農を行なうとする地域のごときは、まさにその適例と考えられるのであります。このよう

な事態に対処するために、新村設置の手續き並びに当該新村の組織及び運営に關し経過的な地方自治法等の特例を定める必要があるのであります。これが、この法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要を申し上げます。

第一は、新村設置の処分は、内閣が関係普通地方公共団体の意見を聞いて行なうことができるものとしたことであります。

第二は、新村には設置当時において共同社会が形成されていないことも考えられますので、設置選挙を自治大臣の指定する日以後において行なうものとしたことであります。

第三は、新村の議会の議員及び長が選挙される時までの間における新村の組織及び運営について、次のような特例を定めるものとしたことであります。

その一は、村長の職務を執行すべき者として、職務執行者を、都道府県知事が都道府県の吏員のうちから、都道府県の議会の同意を得て定めるものとすることであり、その二は、議会の議決事件とされていることを執行するときは、すべて都道府県知事の承認を要することとし、特に住民の権利義務上重要なものについては、さらに都道府県の議会の同意を要するものとしたことであります。その三は、行政委員会等の事務は、原則として、都

道府県の行政委員会等が管理し、または執行するものとしたことでもあります。第四は、新村の設置選挙後も、なお当分の間、新たに移住してくる者も多いと考えられますので、住民の意思をよりよく反映させるため、一定期間に限り、議会の議員及び長並びに行政委員会の委員等の任期を短縮するものとしたことでもあります。

以上、提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 続いて、地方税法等の一部を改正する法律案について補足説明を申し上げます。細野税務局長。

○政府委員(細野道一君) 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。法律案の順に従って御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、第一条から第四条までと、以下は附則でございます。第一条は三十九年度に改正施行をする分、それから第二条は四十年度に施行する分、第三条は地方財政法の関係規定でございます。第四条は地方税法の三十六年の附則の一部改正、こういうふうになっております。

最初に第一条でございます。第一条の「第二十四条の五第一項第三号中「十萬円」を「二十萬円」に改める。」これは道府県民税の障害者、未成年者、老年者、寡婦等の非課税範囲の金額の引き上げでございます。それからその次の「第七十二条の十四第一項

ただし書」それからその次にあります「第七十二条の十七第一項ただし書」は、輸出控除にかわる金融措置が国税においてとられましたのに対し、事業税の面でそれを遮断するための規定改正でございます。

それから「第七十二条の十八第一項及び第三項中「二十萬円」を「二十二萬円」に改める。」というのは、事業主控除——個人事業税の事業主控除の引き上げ規定でございます。

「第七十二条の二十二第一項第二号及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項中「百萬円」を「百五十萬円」に、「二百萬円」を「三百萬円」というのは、中小法人の所得のききみ——軽減税率適用範囲のききみを改めるものであります。

それからその次は、規定の整備でございます。飛ばしますが、「七十三条の四第一項」——これは非課税法人の追加でございます。現行の非課税規定との均衡を考慮いたしまして、つけ加えてございます。いずれも要綱に示したものでございます。

それから次のページに行きまして、「七十三条の七第十号の次に次の一号を加える。」これも同じく非課税の規定の追加でございます。

それから「第七十三条の十四第一項」これは不動産取得税で新築の住宅の基礎控除額を、従来百萬元でありましたのを百五十萬元に改めようとするものであります。

その他規定の整備が入っております。それから四ページに行きまして、「七十三条の十五の二」——不動産取得税の免税点の改正規定でございます。

「一萬円」を「五萬円」は土地、「十萬円」を「十五萬円」は家屋の新築分、「五萬円」を「八萬円」は家屋の諸経費ということでございます。

それから「第七十三条の二十四」の改正規定は、新築住宅用の土地を取得した場合に、従来六十萬円分の税額控除がございましたのを、今回百五十萬円に引き上げるものでございます。なお、その関係規定が整備されております。

それから五ページの最後にいきまして、第二百九十五条であります。市町村民税につきまして、先ほど府県民税にありましたように寡婦、老年者等の非課税範囲の拡大でございます。

それから六ページに参りまして、三行目、三百四十四条の第二項、これはいわゆる住民税の課税方式の改正に伴うものでございますが、従来は基礎控除だけを所得控除としていたしていたのを新たに扶養控除も加わるように改めるものであります。「第六号」を「第五号及び第六号」に改める」というのがその関係規定でございます。なお明年度におきましては、扶養控除の額を本文の場合とは若干違いますが、七萬円のところを四萬円、こういうふうになつておりますので、その規定の整備をいたしております。

七ページの三行目でございますが、「第三百四十四条の七第二項を削り」というのは、従来の扶養控除につきましては税額控除の規定を削るわけでありまして、ただいま申し上げましたような所得控除に改まるわけでございます。で、削るわけでありまして、なお、そこに専従者の税額控除の額を法定いたしました

ております。終わりに五項目に「千六百元以上の金額」、これが青色専従者のものでございます。それからその四項目に「千円以上」、これは白色の税額控除の額の法定でございます。

それから八ページであります。第三百四十八条、これは固定資産税の非課税規定の整備でございます。不動産取得税と同じようなものがあつておりますが、現行非課税規定との均衡を考慮いたしてつけ加えたものでございます。内容は要綱にお示しをしております。

それから次の三百四十九条の三のうの改正規定でございますが、九ページに、十五項、十六項とございます。これは償却資産に対する固定資産税についての軽減規定でございますが、第十五項のほうは中小企業者あるいは中小法人が新たに機械、設備等を設けました場合、これは特定の機械、設備でございますが、その価格の二分の一に固定資産税を三年間軽減するという規定でございます。

第十六項は鉄軌道事業者が新たに車両を取得いたしました場合に、三年間二分の一の適用を受けるという改正規定でございます。

一〇ページの第四百六十五条、これは市町村たばこ消費税の税率の改正でございます。百分の一・三・四を百分の一・五に改める。

それから次の第四百八十九条第二項の改正規定は、新規産業についての電気ガス税の三年間の非課税規定の整備をいたしたものでございます。

それから第四百九十条の改正は、電気ガス税の税率でございます。

それから次の第七百条の七の改正規定

定は、軽油引取税の税率の引き上げ規定でございます。

それから次の附則第九項及び第十一項は、不動産取得税の、交換分合あるいは開拓者営農等の非課税規定の期限の延長でございます。三十九年三月三十一日までのものを四十二年三月三十一日まで延長するものでございます。これも要綱にお示しをしております。

それから一ページに入りまして、三十四項というのがございます。法律の附則を直しておるわけでございますが、固定資産税を三十九年度から三年度間、農地については三十八年度分の税額、その他の土地については三十八年度分の一・二倍の額にとどめるという規定でございます。

一二ページに行きまして、三十五項は、その三十四項の用語の定義をいたしております。

三十六項も同様でございます。

それから十三ページの三十七項は、その三年間固定資産税の土地についての免税点を、現在二万円でございますのを、二万四千円相当額まで引き上げるという改正規定でございます。

それから三十八項は、明年度—三十九年度におきましては、固定資産の土地課税台帳に税額の基礎となる額を登録させる。ただし、それはもうすでに前の基準年度の際に縦覧に供したものでございますので、審査の申し出はできないが、登録させるという規定でございます。

四十項は、都市計画税を固定資産税とあわせて徴収する場合の規定でございますが、趣旨は、先ほどの固定資産税について申し上げたと同じように、

土地についての頭打ちの規定でございます。

十六ページの四十一項は、都市計画税だけを固定資産税から離して取る場合にも、同様の措置をするような規定でございます。

四十二項は、外航船舶のうち主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶、これにつきましては、今後五年間固定資産税を課さない。従来六分の一課税をいたしておりましたが、課さないという規定でございます。

四十三項は、新築住宅についての固定資産税の減額でございますが、四十三項で一般的に三年間二分の一の固定資産税の減額を行なう。

それから十八ページに入りまして、四十四項は、新築中高層耐火住宅に対しては、四階建てまでのものは五年間、五階以上のものは十年間固定資産税を半分にすると規定でございます。

十九ページの四十五項は、電気ガス税について、綿紡その他につき、輸出奨励の趣旨から、五年間税率を百分の二とするという改正規定でございます。

二十ページ、四十六項でございますが、料理飲食等消費税につきまして、当分の間、外客の飲食と旅館における宿泊に対して免税を行なうという改正規定でございます。

そこまでが第一条関係でございます。

次が第二条、これは四十年施行の住民税の関係でございます。

二十ページの終わりに二行目、第三百十三条、これは専従者控除につきまして、四十年からは普通の控除に

変わりますので、そのための改正の規定でございます。

それから二十一ページの終わりに二行目、第三百十四条の二、これは「ただし書を削り」というのは、ただし書き方式をなくするという意味でございます。同様に扶養控除の額を本文の額にあわせるための手続的な改正規定をいたしております。

それから二十二ページの最後の行、第三百十四条の三、これは市町村住民所得割の税率に関する規定でございますが、現行の標準税率制度を標準税率制度に改めるための規定でございます。

さらに、その二十三ページの終わりに四行目に、三項というのがございますが、所得割を課する場合に、五倍を制限税率とするという改正規定でございます。

それから以下、規定の整備をいたしておりますが、二十五ページの第七百三条の三、国民健康保険税についてであります。所得割のただし書き方式が住民税の面でもなくなりまして、国民健康保険税についてただし書きの方式がとれるように改正をいたすものでございます。

それから二十七ページにまいりまして、第三条、地方財政法の一部改正、これは住民税の減収補てん債を起すことのできる改正規定であります。終りから五項目に、第三十三条、これは課税方式の改正及び税率の引き下げに伴う起債ができるという地方財政法の例外規定であります。

それから二十八ページに入りまして、第二項は、地方債を起すことのできる額は、五年間二割ずつの通減である

という規定であります。

三項四項は、方式改正により四十年からの五年間の起すことのできる額の規定でございます。

それから五項は、税率を直した場合に起こせる地方債についての規定。あとは六項、七項、八項、ずっとそのための関連規定でございます。

それから三十三ページの第四条、地方税法の一部を改正する法律の一部改正、三十六年の附則のうち、一部を改正してございますが、これは国税にならうての規定の整備でございます。

以上、簡単にございまして、大体の御説明を申し上げました。

○委員長(竹中恒夫君) 三案についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方行政の改革に関する調査をいたしまして、学校給食に関する件を議題といたします。

行政局長、財務局長のほか文部省の体育局長、学校給食課長が出席いたしております。

御質疑のある方は御発言願います。

○占部秀男君 文部省の体育局長に伺いをいたしますが、この学校給食の義務法化の問題は、この地方行政委員会でも、予算委員会、あるいはもちろん文教委員会のほうでも従来たびたび問題になっておりますが、聞くところによると、今度の国会あたりには改正案が出るのではなからうかというような話も聞いておるのですが、この間の事情を御説明願いたいと思います。

○政府委員(前田充明君) 学校給食の問題につきましては、先年学校給食制度調査会を設けまして、どういふふう

第二部 地方行政委員会會議錄第十四号 昭和三十九年三月十七日

四号 昭和三十九年三月十七日 【参議院】

五

ります。で御趣旨のほどは、全く私どもも、おっしゃったとおりで、賛成でございます。できるだけ御趣旨に沿うように努力はいたすつもりでございます。

○占部秀男君 しつこいようですが、慎重にやるというその問題の中には、財政的な関係から相当金がかかるので、なかなか踏み切れないんだというような問題が、大きなウェートを占めておりますか。

○政府委員(前田充明君) もちろん財政的な面でもございしますが、いわゆるシステムの問題としても、機構と申しますか、そういう問題としても、相当研究を要する点があるのではないかと考えるのでございます。

○占部秀男君 かりに、義務法化するような場合には、そのシステムの問題として問題があるということになると、たとえばいま、A型から一週何回というあれがありますね。それによつて形がございしますね。その形の統一なんという点も、この際——ということでも考えておるわけですか。

○政府委員(前田充明君) 形とおっしゃいますと、いわゆる五日制、四日制、そういう問題であらうかと思うのでございしますが、それはもう、私どもできるだけ、いわゆる五日制でございしますか、それにしたいと思つております。その問題は一番大きいと思ひます。で現在でも五日制、いわゆるA型と称するものが、おおむね九〇%ございします。その他の形というものは一〇%になるわけでございますが、その点は、特にその問題とは思つておりません。また、五日制でやるというところに、私ども価値として

もなお一そうあるというふうに考えております。

○占部秀男君 かりに、この統一の問題が、五日制に全部でなくとも、やはりその普及することそのことが、重大だと思ひます。全然給食されてないところ、こういうところについての問題点が大事だと私たちは思ひます。ある程度、五日制なら五日制にさや寄せはできない段階でも、やはりこの義務法化の問題を進めて、そうしてともかくも学校給食のないところがないようにしていかねければならぬ、かように思ひますが、その点は、どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(前田充明君) 五日制でなくとも、ともかくやるということが大切であるという御見解のように伺つたのでございしますが、これは、学校給食と申しますと、全面的に完全給食を全学校がやりますと、相当な金額になるわけでございますが、そのお金というのは、結局、材料を買い費用が大半だと思ひます。たとえば、パン屋で申しますと、一年間、三百六十五日間について買つてもらえるのが、パン屋にとっては一番ありがたいわけでございます。それが、大きなかまをつくつても、一週間のうちの二日とか三日だとかいうことになりまして、ほかの日は、その分だけ遊ば勘定になります。そういうことになりまして、パンの加工賃と申しますか、そういう点でもなかなか高くつくというふうなことで、私どもも、その辺のことまでこまかく考えますと、これは商売に係するところでございまして、なかなかむずかしいのでございしますが、できる

だけ、そういう業者との関係においても割り安にいくようにというふうなことを考えますと、なかなかその辺、踏み込んでしまつてうまくいかないというふうなことになるのは、ぐあいが悪いから、やはり五日制を標準にして考えていきたい、そういうふうな考えております。

○占部秀男君 念のためお伺いするのですが、これが義務法化されまして、学校給食に従事する栄養士なりあるいは調理員といひますか、一般学校給食婦と従来はいつておりましたですね、こういう人たちの身分というものは、もちろん設置義務者である各市町村なり、また夜間高等学校の場合、これは県ですか——県当局なり、これの定数の中にはつきりと組み入れられるようになるだろうと思ひますが、その辺の事情は、どういうことになりましてか。

○政府委員(前田充明君) 私どももこれまで、義務法について具体的に考えておりませんが、できるだけそのようになることを希望いたしております。

○占部秀男君 そのところを私は、行政局長にお伺いしたいと思ひますが、学校給食法が義務法化されていけば、当然、学校の設置責任者といひますか、義務者といひますか、それが学校給食をするということになりますので、したがって、その給食に従事する者は、当該市町村なり、あるいは夜間高等学校の場合は、県の職員となるのが当然であるとは考へるのですか、この点はいかがなものでしょうか。

○占部秀男君 ちょっとそのところが、一般的に申しますと私の言つたとおりだと思ひますが、一般的といひのが気になるのでございね。それは、当然、設置義務者が市町村であり、県であるのだから、その人たちのいまの地方公務員法からいけば、臨時といひわけにはいかぬのじゃないかと私は思ひます。どうですか、それは。

○政府委員(佐久間君) これが義務法化した場合は法律の定め方にもよると思ひます。その仕事は、常勤的な勤務を要する内容でございしますれば、常勤といひことになりまして、非常勤でも差しつかえない程度の仕事でございしますれば、非常勤の職員を置くということにならうかと思ひます。それから、一般的にはと申しましたの、これも定め方によるわけでございますが、私も所管外ではつきりしたことはわかりませんが、必ずしも公務員じゃなくて、何か委託をしてやらせるというふうなこともあるのじゃないかと、ちょっとそんな気がいたしましたので、そう申したわけでございます。

○占部秀男君 委託というふうな場合はこれは別ですが、これは何か会をつくつてセンター式にやるといふような問題も起こつてくると思ひますが、少なくともこれは学校で給食する場合のことであつて、この場合は、やはりいま文部省のほうで言われておる、そのところがちょっと私はどうも力強い感じがするのですが、少くともA型なりB型くらいのところは、もうこれは常勤制ですね、五日間給食をやるといふことは——一週間のうち五日といへば、日曜と土曜を除くわけでしょう。

ほんとうに常勤だから、そういうような場合は当然定数に入れてもらわなといふかぬと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(前田充明君) 現在では交付税に入れていただいております大部分のものは、一応町村の職員といふことになっておると思つております。昭和三十三年の九月現在では総数四万二千五百十人おりました、いわゆる公費で負担されておる職員、これは地方公務員にはつきりなつておる者がもちろん大部分と思ひますが、そうでないにしても、公務員の身分と扱われておる者、それが四万一千二百六人ございします。

○占部秀男君 しつこいようですが、その公務員の身分として扱われておる者が四万二千五百十人おる。ところで全国の学校給食のほうのがどのくらいいるか、私パーセンテージはわからないのですけれども、相当数が、いま局長の言われたこの数字になると、公務員化しているわけですね。われわれがこの問題を取り扱つてからもう十数年になるわけですね。その当初は、ほとんどPTA雇ひとか、臨時とか、そういうふうなものであつたものが、ともかくこままで来ておるといふ数字を聞いてびっくりしたのですが、いすれにしても、こういう実態であればなおさらのこと、この義務法化の場合には、当然定員に加えるような形の法のおき方といひますか、それを考へてもらわなければならぬと思ひます。私は法律のやり方はわからないのですから、あれですが、根本的な方針として。

○政府委員(前田充明君) ちょっととはつきりお答えになるかどうかかわかり

ませんが、公費負担と私費負担、いわゆるPTA負担をおっしゃったわけでごさいます、そういうものの割合を考へてみますと、三十七年度におきましては五割でございました。それから三十八年度においては三割になりました。したがって、従来これはなくすべきであるという事は御承知のとおりで、私もそのために非常に努力をしまして、自治省からも非常に交付税の積算等についても御協力をわすらわしておりますので、もうわずかながら減りましたので、これはもう全然ゼロにしたいというふうに考へております。で、そうなれば定数化は何でもないではないかというふうな、あるいはお考えかとも思ふのでございしますが、もちろん、それは私も先ほど申しましたように、それを希望しております。そういうふうになるように今度法律の改正される場合にはそういう希望を持っております。これは調理員のみならず、そのほかの栄養士とか、あるいは事務職員とか、そういうような問題も私も私としてはできるだけ解決しなければならぬと思っております。そういうことになりまして、さて、事務量の問題等からみ、また、ほかのいわゆる学校給食以外の仕事等ともからんで、事務の全体の何と申しますか、能力と申しますか、能力の限界というふうな問題についても十分考へまして、そしてやらなくちゃならぬと思ひますので、ここまではつきり私、お答えするには、まだ至っておらないというふうに申し上げるのでございします。

○占部秀男君 どもはつきりお答えするには至っていないところ、

どうも不安なんです。結局学校給食を義務法化すれば、これはもう設置義務者がセンターをつくったり、あるいは委託をしない限りは、雇うことは当然じゃないかと思ひます。当然のことと法的な仕組みの中に入れてもらいたいという事は、これまた当然のことじゃないかと思ひますが、その原則が確認できないようでは、どうも少しおかしいと思ひますけれども、その点はどういふわけなんですか、どうもわれわれ法律家ではないので。

○政府委員(前田充明君) なかなか申し上げにくいのでございしますけれども、私も、やらなくてもいいという事を決して思っているという意味ではございせんですが、これはやはり身分でございまして、いろいろなきめ方等もございまして、それから、それから自治省のお考えもございまして、しよし、その辺十分調整してからでないと、はつきり申し上げかねるわけでごさいます。それで私としては、希望はまあおっしゃる通りに、定数で何人の学校にはどのくらいおくべきであるかという事ははつきりきめられることは、希望いたしております。ただ、そういうふうな、ほかの関係もございまして、現状では定数を絶対はつきりというふうにして、こういうことを考へていくという事を、申し上げられないというふうに申して上げていくわけでごさいます。

○占部秀男君 そうすると、少なくとも文部省の設置基準があるわけですね。何百人に何人とかいうような、現在もありません。その設置基準にぶつかった人間ぐらいは、これは当然も定数化してもらうのがあたりまえだと

思ひますが、そういう点はいかがなものでごさいますように。

○政府委員(前田充明君) 定数化してもらうのがあたりまえだというお考え、私も全く同様に考へまして、このぐらひは——現在でもやってもらっているぐらひは、当然やってもいいと思ひます。

○占部秀男君 これは私よくわからぬのですが、行政局長にお伺ひします。が、結局義務法なら義務法化ということにかりになれば、あとは自治省関係で定数の問題はやることになるわけですか。

○政府委員(佐久間彌君) 義務法化したしますれば、先ほど先生のおっしゃいましたように、委託とかその他の例外を除きますと、市町村の仕事をするわけでありまして、それは身分は当然公務員になるべきだと思ひます。その中で定数化したしますのは、常勤職員として扱うものでございまして、週五日制であれば、これは私どもは当然定数化の中に入れるべきものだと思ひます。

○占部秀男君 次に、現在の文部省の設置基準の人員は、どうも最近の実情に合わないような気がするのです。特に最近では、労働科学研究所でいろいろな新しい適正配置に関する研究なども行なわれているのですが、もう少し基準をふやして万全を期するのが当然じゃないかというふうに考へるのです。特に労研などの調査から勘案してみても、児童や教員の数が三百人未満のところではやはり一つの給食作業をするのですから、三人はどうしても要人ぐらゐで四人、五百一人から九百

人までは五人、一人ずつ……、それ以上もありませんけれども、従来の設置基準よりは、多くの人を必要とするという調査結果が出ておるのですが、いま、こういう点について、文部省のほうとして何かお考えはございせんか。

○政府委員(前田充明君) お調べになつておられる労研のものというの、このいう本でございまして、「学校給食調理従業員の適正配置に関する研究」というものを、実は三十八年度初めからやつてまいりまして、これによりまして、結論的に申しますと、九百人で四・八人と、こういう数字が出ております。そこで、現在の小学校の実態で申しますと、三十八年九月の実態では、九百人規模で三・八人になつておりました。ちょうど、一人ぐらゐ実際が足りないでございまして。そこで、一体、はたして、ほんとうに——それだけ必要であると労研で御調査になつたものでございまして、間違ひがあるというところを申すのではございせんが、学校の給食内容そのものでございまして、それが、また学校によつて相当違ひがございまして、この労研では東京、神奈川両県でやりました。したがって、わりあい、何と申しますか、献立が複雑な地域の数字でございまして。そこで、私も私としては、四・八人は、それは複雑なところでは確かに必要ではあると思ひますが、全国的に全部、四・八人というまではいかなくてもできるのじやなかろうかというところでごさいます。三十九年度予算についての交付税は、三人のいわけを固定職員と、それから一人の賃金職員、合計いたしまして四人ということ

にいたしましたわけでごさいます。前年度は三・五人になつておりました。今度、四人になりましたので、相当に、何と申しますか、引き上げられたわけでごさいます。これは、給食内容の実態と合わせていくことが、いふ非常に大切な問題があるわけでごさいます。で、これはまた、来年度四人でやつてみまして、まだ足りないという実態が、ほろほろからの御意見に出ますれば、これはどうしてもその次の年には、自治省にお願いして、ふやしていただくようにお願いしよう、かように思ひます。

○占部秀男君 給食の内容の問題が関連する点は、確かにごもっともなことだと思ひますが、ただ、いま局長は、調査の対象が東京、神奈川だけだというふうなことを言われましたが、これは今度の労研のものは、北海道、埼玉、岩手、秋田、山梨、富山、愛知、京都、和歌山、岡山、香川、福岡、鹿児島と、抽出調査ではあるが、一応全国的な規模でやつておいて、東京、神奈川、大阪というふうな、何と申しますか、地域的に高度なところだけというわけではないわけですね。もちろん現地に私行つたわけじゃないですから、鹿児島県の対象にされた小学校の二、三が、どれほどのものであるか、内容については知りませんけれども、少なくとも全国的な規模でやつておるので、そういう意味からいって、私ちよつと受け取りにくいところがあるのですが、その他、交付税の中でふやしたよりですか、その点は私も承知いたしますが、なぜ、こういうことを言うかという、結局この人たちは代替要員も何にもないわけですね。相

○占部秀男君 全体のあれをもう一べん言ってくれませんか。

○政府委員(前田充明君) 四万二千五百十人で、公費が四万一千二百六十八人、私費が一千三百四十八人、九七〇と三〇。

○占部秀男君 このごろだといふ公費が多いわけ、ほとんど公費になっておるといふことは、非常にわれわれも喜んでおるのですけれども、この前地方財政法の一部改正をして、給与関係まで私費で払うというのはおかしいじゃないかということで、公費に突えるべきであるという考え方でやったのですが、まだ一千三百人程度残っているわけですが、これはどういふ理由で残っているのですか。

○政府委員(前田充明君) はっきり私も理由は……、結局町村が金を結果において出さぬというわけで、したがってPTAで持つ結果にもなり、また場合によりまして、公費による配当分では少ないから、ひとつ皆さんで金を出し合って、もう一人雇おうじゃないかというふうな積極的なものと、これは両方あると思うのです。学校によって相当違いがございます。それもいまおっしゃるとおり、地方財政法でそういうことになりましたので、あれは三十五年からだと思っておりますが、三十四年には実は私費のものが二二%ございまして、が三十五年にいまのこと

がございまして、三十六年には一挙に一二%に下がりました。三十七年度は五%、三十八年度は三%、漸次下がってきております。したがって、これは理由というところは、やっぱり町村の財政の問題と、それからもう一つは、やっぱり積極的にPTAで何とかしようじゃないかと、寄

付といいますが、出すのが残っている、こういう結果になっておるんじゃないかと思っております。

○占部秀男君 これは行政局長のほうからいって、いま言った公費で払われておる分で二五%定数外のものがあるわけですね、一万五百十五人。これは将来定数内のほうへ組み入れるというふうな、そういうふうな行政指導というか、何とか、あるいはその他の事情があつてこれは当然焦げつきになるものなのか、その点ひとつ伺いたい。

○政府委員(佐久間重君) これは先生よく御存じのとおり、定数化の指導を数年前からやっておりますが、その基準といましては、勤務が常勤的なものといふことでございまして、この給食婦の場合におきましては、A型の場合は定数内に組み入れるべきものだと、そういう考え方で指導をいたしております。

○占部秀男君 次に、実際に給与の問題ですが、交付税の中に含まれておる問題は、これは了承しましたけれども、現在の給与の実態を見ますと、これは行政局長のほうにお伺いしたいのですが、いろいろあるわけですね。たとえば別表をつくって、学校給食婦の給料表といふものをつくっておるところもあるし、行(二)のあるいは技能労働職ですか、これを適用しておるところもあるし、中には行(一)の適用をしておるところもある。いろいろあるわけなんです。この問題はやはり統一していくように行政指導をすべきじゃないかと思うのですが、こういう点についてはいかがでございますか。

○政府委員(佐久間重君) 私どものほうでは、技能労働職というふうに指導をいたしております。

○占部秀男君 その内容を見ますと、このところたびたびの交付税の貸金あるいは給与費の積算の基礎を引き上げたので、だいたい全国的にはおかげさまでよくなつておると思うのですが、まづよくなつておると思うのですが、七千円程度のところが相当あるというように私聞いておるのですが、いまの実給与の実態は、一般的な意味で五日A型の場合にどのくらいになつておるのでございますか。

○政府委員(佐久間重君) 私どものほうでは、特にこの給食だけに限つての調査をいたしておりますので、はつきりつかんでおりません。

○占部秀男君 ただたびたびの、毎年のように給与の引き上げの問題もあるわけですから、したがって、それと見合ふように基準財政需要の基礎を引き上げたといへば、それまでなんです。が、現在の物価のもとでは、少なくともA型なりB型なり、週五日あるいは四日というふうな、もう常勤的に給食をやつておる学校の調理員について、少なくとも一万二千や、一万三千の月給を出さなければ、実際問題としてはやっていけないのではないかと私は思うのですが、そういうふうな点についてのやはり行政指導というか、何というか、そういう点についてはお考えになつたことはありますか。

○政府委員(佐久間重君) 先ほど申しましたように、技能労働職と考へておりますので、行(二)の俸給表が適用されることを予想いたしておりますので、それに応じた俸給を受けるといふことを予想しておるわけでありまして。

○占部秀男君 それからなお、これは体育局長にもお考えを願いたいと思うのですが、地方の調理の職場によつては、なかなか基準どおりの調理場の設備その他でいかないところが相当あつて、重労働なわけですね。しかも問題によつては危険などに対する問題もあるの、何とか手当的なものを、やはり重労働のような場合にはつけてやる必要があるんじゃないか。こういう点はあるいは自治省のほうとの話し合いになるのかもしませんが、何らかの重労働手当のようなものをつけるというふうな考え方をもちになつてはおりませんか。

○政府委員(前田充明君) 給与面では自治省からはお答えになりませんが、したてが、大体八千円から一万二千円のところ、カーブにいたしますと一番多い勘定になつております。そこで給与のほかに仕事の性質上から特別手当と申しますが、そういうものの手当てでございますが、これはいま非常に高度な技術、あるいは危険とか、そういうことに対して置かれるわけでございます。これはちよつと私特別手当をつけるのはなかなか困難が多いんじゃないだろうかという見通しを持っております。現在までのところでは自治省に特に私のほうから希望を申し述べたことはございせん。しかし実際でもし非常に危険があるというふうなことになるならば、またこれは別途検討はいたさなければならぬと思うのでございますが、現状ではちよつとそこまでするおらないと思うのでございます。

○占部秀男君 実は調理場のボイラーの扱いですね、ああいうふうな問題が相当専門的な資格の取得者じゃない形で行なわれておる場合があるわけですね。そういう点などは特にひとつ今後——私はそういう意味の一つに入ると思うのですが、これはきょうどうの、この言ひの意味ではありませんが、文部省としても注意していただきたい。特に排気ガスの問題なんかで、それからあとちよつと触れますが、このごろは学校給食関係の病気が多いふあるようなんです。そういうふうな点もあるんですから、ひとつお願いをしたわけですが、このことは打ち切ります。いまも触れたのですが、給食用のボイラーについて、あれは正規の資格を取得している者にボイラーの扱いをさして、やはり労働条件を改善していかなければならぬと思ふのですが、そういう点などはいかがなものでございせんか。

○政府委員(前田充明君) この問題は相当きめのこまかい問題でございまして、私もいまこゝでお答えするだけの勉強をいたしておりますので、ひとつ給食課長からお答え申し上げます。

○説明員(白井亨一君) いま御質問の点につきましては、昨年度も実は北海道で一件ございまして、女の調理人さんがボイラーマンとしての資格がないのにやれと言われてやつておるという、そういう御報告をいただきました。これは自治労連のほうから御報告いただきました。これは当然資格がなければ従事できないというところに法律上なつておりますから、これは当然教育委員会において改めるべきであるという、そういう見解をとつております。

治省と、両方にお伺いしたいのです
が、この必要な給与関係経費について
国庫負担をするという点について
御見解をお伺いしたい。

○政府委員(前田充明君) 国庫負担と
いうことになりまして、義務教育学校
の先生の国庫負担という点になるか
とも思いますが、そういたしますと、
県費という問題と国庫負担という問題
とで解決するわけでございますが、こ
れは義務になれば当然だという考え
方も、もちろんあるわけでござい
ますが、しかし一べんにそこまでいける
かどうかということも、なかなか現実問
題として問題があるのじゃないかと思
うのでございます。私も、もちろん
義務化される場合に、そういうこと
になることを希望はするのでござい
ますが、その辺は、ひとつ十分検討を
させていただきます。御趣旨のほどは十分わ
かりますので、検討をしたいと思います
と申します。

○政府委員(柴田護君) 問題は、給食
というものを一体どう考えるかとい
うことになるのじゃないかと私は思
います。つまり、体位を向上するとい
うのも義務教育の一つの目標だと考
えるならば、義務教育職員と同じよう
に国庫負担というものは理論上成立す
る。しかし別な態様を考えれば、そこ
に問題があるのじゃないかと——いま
私、初めて伺いましたので、ほんの思
いつきでしかありません、そういうふう
に考えるわけですか。なお、具体化いた
しましたときに検討したいと思ひます。

○沢田一精君 いま財政局長がおつ
しゃいましたように、今後の趨勢とし
ては、やはり義務教育の一環として、学
校給食というものが重要なウエートを

占めてくるのじゃないかと思ひます。

それと、もう一つは、現実の問題とし
まして、現在の市町村財政という面か
ら見ますと、先ほどから御説明があ
りましたように、交付税の算定基準と
いうものを、だんだん改善していただ
いておることは、よくわかるわけなん
ですけれども、零細な財政規模の町村
等におきましては、この給与費とい
うのが相当町村財政を圧迫してきて
いるのじゃないか。これは交付税で算定
してあるからいいじゃないかというの
は一応の理論でございしますが、な
かなか現実にはそうはいかない面が
非常にあります。これは面が末端
です。したがって、両面から考えま
して、やはり義務教育の一環として学
校給食という問題を今後必要な事柄
として大きく取り上げていきますた
めには、やはり将来はそこまでお考
えいただきませんと、いかなるの
じやないかという気がするもので
すから、その点もあわせてひとつ御
検討いただきたいと思います。

○松本賢一君 先ほどからたくさん御
質問がありましたので、大体聞くこと
もないのでございしますが、一点だけ、
聞き漏らしたのかもしれないが、お
尋ねしたいと思ひます。給食の設備
の問題ですね。給食を始めるとき、あ
るいは維持するために学校の規模等
によっていろいろ設備が変わってくる
と思うのです。そういう基準はどうい
うふうになっておりますか。

それから、それに対する予算的な、
財政的な裏づけというものはどうい
うふうになっておるのか、双方にお聞
きしたいと思ひます。

○政府委員(前田充明君) 施設の補助
につきますのは、坪単価木造の場合三
万七千円、鉄骨が五万三千円、そうい
うことでございまして、それから
設備基準が一枚当たり十八万九千八百
円でございます。それから共同調
理場につきましては一応二千人分とい
うことでございまして、それから設備
費は一カ所について二百四十八万一千
円を見込むということになってござい
ます。

○松本賢一君 いまの一枚当たり十八
万幾らというのはいくらですか。

○政府委員(前田充明君) 四百人につ
きまして十八万九千八百円でございます。

○松本賢一君 生徒数幾らについて坪
は幾らですか。

○政府委員(前田充明君) 四百人につ
きまして十五坪三分の一でございます。
で、単価は木造三万七千円、鉄骨は
五万三千三百円、十八万というの
は中の設備でございます。

○松本賢一君 それで、これは自治省
のほうにお尋ねするのですが、これは
給食を始める学校があった場合、財政
需要額として認められるわけなん
ですか、この金額が。

○政府委員(柴田護君) いまの設備等
について文部省からいわれました基
準で計算したものを、基準財政需要額
の中に償却分の形で織り込まれるので
す。それから共同調理場につきま
しては、額も大きくございまして、これは
地方債を認めております。普通の規模
では地方債は認められません。これは
減価償却の形で基準財政需要額の中
に入るわけですね。ただし先ほど申し上
げましたように、共同調理場だけは積極
的に起債を認めています。

○松本賢一君 それでよく給食設備に
対するPTAの寄付というふうな話を
聞くのですが、そういうことがあ
る点に、好ましくないと思ひますが、そ
ういふ点について、実際どうい
うものかどうか。こういう今お
っしゃったような予算で実際できるもの
かどうか、その点について一つ。

○政府委員(前田充明君) 学校給食の
設備も、今の単価ではなかなか実際の
問題に及びますと、PTAがずいぶん
関与しているわけですね。そうして
少しづつにしたいとか、何とかい
うことになりまして、結果においては寄
付ということもござい
ます。私も、もちろんできるだけそうい
うことのないように、大蔵省との折衝にお
きまして単価を高くすることはや
つていっているわけですが、や
つぱりいよいよつくるようになりますと、せ
つかくつくるなら少しでもつづ
たほうがいいというふうな希望等も
出まして、そういうことも起こ
ることは聞いて知っておりますが、今
後はひとつ、そういうことのない
ように、こちら側の補助金のほうで
単価を高くするようにならな
いと思ひます。

○松本賢一君 局長さんのおっしゃ
るのとおりだと思います。設備の十八
万というふうなものは、実際今日の
実態には全然即してないと思ひ
ます。それから子供の給食なんです
から、衛生には十分気をつけなければ
なりません。それに近代機械等
も相当程度やはり必要だと思ひ
ます。そういうことから、結局、父兄
の間から声が起こつて寄付を集めて
でもやろうと思ひます。そういう
ことになって

くるのだと、そういうものは私は必要
だと思ひます。実際に幾つかの学校を
見て、現在やっているぐらいの設備は
最低限度必要だと思ひます。持
っているのですが、それを実際に即
するに、ひとつ文部省にも自治省
にも十分お考えをいただくよう
にお願いをしたいと思います。

○委員長(竹中恒夫君) 本件について
の本日の調査は、一応この程度に
いたしたいと思います。

午後一時まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後一時二十六分開会
○委員長(竹中恒夫君) 休憩前に
続き、委員会を再開いたします。
公営企業金融庫法の一部を改正
する法律案を議題といたします。
本法律案につきましては、衆議院
において修正議決されております
ので、まず衆議院修正部分について
説明を聴取いたします。柴田財政局長。

○政府委員(柴田護君) 衆議院で修正
をされました点は、改正法律案の第十
条の第四項に、監事の権限強化の規定
がございまして、総裁または総裁を
通じて主務大臣に監事は意見を申し
出ることができると規定ござい
ます。この規定の、「総裁を」として主
務大臣に」という点の、「総裁を」と
いうところを削除されたのであり
ます。削除されました理由といた
しましては、原案には、「監事は、監査の
結果に基づき、」まして、「総裁を」と
して主務大臣に意見を提出することが
できる。」ものとされておるけれども、
総裁を通じて主務大臣に意見を提出する

こととすると、監事の意見が総裁の手元で保留になったり、また総裁を通ずることによって、監事の自由な意見の表明が制約される。せつかく監事の権限を強化する目的が貫徹されないおそれがあるの、総裁を通じて直接主務大臣に意見を申し出ることができると、こういうことにしよう、そのほうがいいのだ、こういうような趣旨でございませう。その点だけでございまして、あとは附帯決議を付せられて衆議院におきましては可決されたのでございませう。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、参考人の出席要求についておはかりいたします。

本法律案審査のため、公営企業金融公庫総裁三好重夫君ほか役員の出席を求めることにいたしましたと思ひますが、さよう決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 異議ないと認めます。

○委員長(竹中恒夫君) これより本法律案について質疑を行ないます。なお、自治大臣並びに運輸大臣が後刻出席の予定でございませう。

それでは、御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君 総裁にお尋ねをいたしますが、昭和三十三年にこの金融公庫が誕生したわけでありませうけれども、当時新しい金庫を創設するというその理由として、まあいろいろなことが述べられておりました。特に地方公営企業に對しての起債のワクを広げる。しかもその場合に、低利で安定したものに

する必要がある。そういうことをすることによって、地方公営企業の健全な発達を促すんだと、こういうことであつたと思ふんでありますが、そしてまた、この公営企業金融公庫法の第一條にも「特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき」云々と、こういうふうになつてゐるわけでありまして、目的ははっきりしてゐると思ふんですが、現在までの運用にあたつて、当初考えられたこういうことと実際の間でも、もし目的どおりそういうふうになつておるんだということでしたら、それでもよろしいやうにございませう、また、当初考えたものは若干合致しなかつてゐるんだというやうなこともあつたやうにございませう、運用全体の問題としてひとつ総裁の見解をお聞きしてみたいと思ひます。

○参考人(三好重夫君) お話しのとおり趣旨で設立された公庫でございませう、私も運営にあたつては、できるだけその趣旨に沿つて運営をしたいという念願で、今日まで参つております。ただ、政府機関でございませう、根本のところは常に政府によつて定められまして、これでやれという形になりますのが事実でございませう。そこで、私どものほうも意見をしばしば出して、一つは、なるべく貸し付け期間を長期にするという問題がございませう。今日までのところ、思ふやうにそれが長くなつておりませうけれども、設立当初に比べましては、大体一等長いもので十五年でございませうものを、十八年まで延ばして

います。ただ、率直に私だけの気持ちで申し上げますれば、まだ延伸のしかたが足りないものであつて、理想を言へば、償却、耐用年数、そういうものに見合ふところまでやられるべきではないか、公営企業の本質からいへば、それが一等理想ではないか、しかし、それが困難であれば、せめて政府資金の程度までぐう長い貸し付け期間を持つたものにしてもらふということが望ましいのじゃないかということをしては考えております。機会あるごとにそれに近づけるやうな努力をいたしておりますが、よりやく最近、ただいま申し上げました程度に延ばしていただいたという実情でございませう。ただ、これを民間資金に比べますと、比較になりません。かつての民間資金で調達してゐました時代に比べますと、比較になりません長期のものでございまして、その意味では、これでも大いに役立ち、喜ばれておる実情でございませう。

ましては、御承知のように、一般の公募債のほかに、通常繰上債と称せられるもの、公庫で直接発行する債券がございませう。その債券は、手数料におきまして公募債より若干の開きがありませう。少し安いものでございませうから、それによつてかせぎ出した金によつて、普通の公募債の発行より利回りは七分三厘をこえておるんでありますけれども、その利子計算の差額で七分三厘を割るということができたので、それを機会に七分三厘に下けてもらつて今日まで参つたのであります。政府におかれましては、そういう点は十分お考えになつておる次第でございませう、お願いを申し上げますに、理由が立てば下げてもらつておるんであります、これはまた私の個人の欲から申しますと、あるいは地方団体の立場に立つて考えますと、そう下げられなくても、せめて債券発行の応募者利回りぐらゐのところまでは下げてもらへないかという念願を持つてゐる次第であります。

それから、起債の量でございませうが、これは一般の金融市場の諸情勢によつてきまるのでございまして、私どもがたくさんワクをつけてもらつて、こういうことのお願にいたしましたけれども、なかなか実現は至難でございませうけれども、地方債計画策定にあたりましては、いろいろ進言を申し上げ、私どもの努力によつて調達し得る金につきましては、そのお話を申し上げまして、次第にワクを拡大していただいております。出発当時は総額七十億が債券発行のワクでございませうが、明年度お願いいたしておりますものは、公募債だけで三百八十億というものがついて

いる次第でございませう。漸次地方団体の御希望に沿う方向にはあらゆる点で向いておりますけれども、実際の仕事をやつておりますと、気持から申しますと、債券発行のワクの問題、あるいは貸し付け期間の問題、利率の問題等において、なお私個人としてはもの足りないと思つております。できるだけ私の申し上げましたような線に近づける力を将来も続けていきたい、かように考えている次第でございませう。

○鈴木壽君 いま総裁から、個人の見解も交えながら現在の貸し付け期間の問題なり、あるいは利率の問題、起債のワクの問題等についてお話がございましたが、いまのお話の中にあつた、個人の意見とか、個人の考え方というところであります、自治省の財政当局としては、いま総裁があげられました三つの問題について、どのようにお考えになり、将来またどうすべきであるというふうに考えられておるのか、お尋ねしたいのであります。

○政府委員(柴田護君) 大体私どもも相似た見解を持つてゐるわけでございませうが、公営企業金融公庫をつくりました趣旨は、公営企業金融公庫法の一、二條にはつきり出ておりますけれども、平たく申し上げますならば、起債能力のない弱小の地方団体のために、低利で安定した資金を手軽に早く貸してやるといふのが、公庫創設の趣旨であつたと私どもは記憶しておるわけでございませう。先ほど来総裁からいろいろお話がございましたように、逐次努力をしてまいつておりますけれども、まだ十分ではない。償還の期限にしまして

も、利率にいたしまして、資金の量

にいたしましたも、御指摘のとおりであります。まあ、一歩にはなかなか達成できませんので、逐年努力をしてまいってまいりますけれども、私どももいたしましては、将来はやはり起債のワタを割り当てられれば、地方団体は勞せずして、公営企業に關する限りは、すつと借りられる、こういうような機能を公庫が持つてゐる、こういう方向に持つていきたいと思つたのでございます。事実、公營企業金融公庫ができましたから、借入れについての非常に煩瑣な手續は一切省略されておりますので、その辺に關する限りは、地方団体からは非常に喜ばれてゐるわけでありまして。ただ、残念ながら、安くて安定した資金をというところにまだ十分目的が達成されてないうらみがある、これを早く所期の線まで持つていきたい、こういうことで努力をいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 設立されてから現在までの間に、若干改善され、前進したことは私も認めますが、しかし、設立にあつて考えられたその必要性から来る、低利かつ安定した資金の供給というようなことになりまして、まだまだ私は問題があると思つたのであります。餘蘊もあげられませんでしたように、償還の期限の問題、これは十八年に最近なつたものもありますけれども、しかし、これは何といつても、やはり公營企業といふ、こういう仕事をやる性質のものについての償還する期限というものは、やはり私は短か過ぎると思つたのであります。お話の中にもありましたように、やはり耐用年数等に準じてやるようにしなければならぬと思つたのでありますし、さらに、利率の問題を見まして

も、七分三厘になつたといふものの、しかし、政府資金の場合だと六分五厘ですか——五厘でやられておる。ここにも差があるわけなんです。また、資金の量、ワタの問題にしまして、特に貧弱な府県とかあるいは市町村が仕事をやつていく場合にほしいという額を満たす、これにはまだまだ私には遠いものであるといふふうには見ておるものであります。そうしますと、私はよほどこれに對して公庫のあり方——設立にあつて考えられたその必要性から来る条件というものを満たすための、さらに一そう強い努力というものが私は必要じゃないかと思つたのであります。

で、關連しまして、特にこの公庫に對する政府出資が非常に少ないということですね。私はこの問題は利率の問題にも關係してくるだらうと思つし、あるいは場合によつては、償還年限等とも無關係ではないと思つたのですが、いすれ、特にその利率の問題等に關連してくる、こういう問題があるのでございますが、どうしてこの公庫に對して政府出資がこんなに少ないのか。あなた方これに對して、たとえば具体的に言つと、三十九年度、あるいはこの三十八年度の資金計画をつくる際に、どういふ態度でこの問題について臨んでおられたのかといふことですね。これをひとつあわせて聞かしていただきたいと思つたのであります。

○参考人(三好重夫君) 増資につきましては、いろいろの見方がございまして、公庫の与えられた規模における經營上なければならぬ金の程度でいいということにしますれば、今日、またそういう方針をとつておられるのでござ

います。それが、それでございすれば、大体今日の出資ワタでやれないことはないといふのが実情でございまして。しかし、私ども考えますのは、金融機關でございまして、ある程度のやはり信用というものが必ずつきまとう。

しかも、債券発行額がすでに今日一千億以上のものを残す形になっております。累積しましてそういう形になっておりますが、そういう数字を見ますといふと、今度増資していただいてよろしく二十五億でございしますが、現在それではどうも少な過ぎるのじゃないかという感じを持つておる次第であります。そういうことでございまして、

で、毎年度の予算の要求にあたりましては、常に相當の増資の要求をお願いし、自治省におかれましてはそれをお認めになりまして、要求に加えていただいております。ところが、遺憾ながら、今日までになかなか増資が思うようにはかどつておらないことは御承知のとおりでございまして。と申しますことは、ただいま申し上げましたように、やつてさういふ限りにおいては、その限度で済むといふことになるのでございまして。ただ、ほかの公庫にもたしか規定があつたと思つたのでございしますが、債券発行額というものは、資本金の二十倍までできるといふような常識的なおおよその線があるわけでございます。したがうして、それから逆算いたしますといふと、千億發行するためには、やはり五十億以上の資本金がなければ、常識的にやはり金融機關としての信用という線からいへば十分ではないか、かように考えられますので、正直申しますと、いろいろな

手を使って増資をお願いしてゐるのですが、いま言つたような事情でなかなか実現しないといふことで、まことに申しわけないと考えておる次第でございします。

○鈴木壽君 私は、当初この公庫が設立されたところと、それといまの状態を比べて場合、この政府出資と、いわゆる民間の公募といふことが、公募との、當時考えられておつたこととは違つてきているのじゃないかと思つたので、さういふのは、違つてきているといふのは、割合がもう公募が著しくいま大きくなつてゐる。これはまあいろいろ信用制度からさういふこともできるのだと言へばまあそれまでの話でありますけれども、しかし、さつきも申し上げましたように、公營企業を育てるために持たなきゃいけない公庫の役割りとして、やはりどうしても低利かつ安定した資金の供給が必要だ、こ

ういうたてまえからいいますと、勢い、低利かつ長期といふものに大きく制約をされるということになつてきてゐると思つたので、さういふ、当初、三十二年のこの公庫ができるころの話では、できるだけ政府出資といふものを大きくして、しかし、それだけでは足りぬから、若干は公募をしなきゃならぬ、こういうことを言つておつたのでございまして、いまの場合とは私は違つてくる、こういうふう

に思つたのでございまして。その点はいかがでございしますか。

○参考人(三好重夫君) その点になりますと、まあいろいろ意見のあることだと実は思つたのでございまして、地方団体が自分で發行する起債を共同消化して、そしてできるだけ有利にする

考え方の機關だといふふうに了解いたしますれば、それも一つの了解のしかたであつて、必ずしも御指摘のような結論にはならないかと思つたのでございします。ただ、實際問題といたしまして、金融機關としての信用の問題、それから、先ほど申し上げたのでございしますが、利率を下げるには、今日の金融界の情勢からいたしましては、政府出資による増資以外に下げる手がないのでございします。したがつて、まあラウンド・ナバーで七分なら七分にするといふことにつきまして、ある程度の政府出資を思い切つて出してゐらつて、その利ざやで下げるという考え方をとらざるを得ない。その点は、実はさういふことを申し上げていいかどうかかわかりませんが、自治省におきましてはさういふお考えのもとに、しばしば御折衝願つてゐるやに聞いておるのでございまして、私どももさういふお願いをいたしておるのでございしますが、いまだその実現を見ないのはまことに残念だと思つております。

○鈴木壽君 私お聞きしたいのは、政府出資によつて利率を下げるのかといふことも一つは問題としてあるし、私もさつきちよつと触れたと思つた。それはそれとして、創設にあつて私どもにさういふふうな説明しておられるのです。これは三十二年の三月にこの委員会、いわゆる提案理由の説明をした。それによると、「できるだけ政府資金によつて処置することが望ましいのであります。政府資金の原資の關係もあり、ある程度は公募資金によることもやむを得ない、こ

う言つておる。ある程度はね、ところが、ウェイトにおきましては、現在は

そうではない。政府資金というのはわずかで、ある程度政府資金が出ておつて、公算その他によつてまかなわれておるといふのが、私はこれは資金繰りのそれからしますとはつきりするのじゃないかと思ひます。そこを、私はだんだん設立の当時とは違つてきているのじゃないか、こういうことを言いたいのですが、この点どうです。

○参考人(三好重夫君) この点につきましては、御承知のように、ある地方団体がやつております仕事の資金として供給されます金は、政府資金と、一部私のほうの資金がつく、こういうたてまえになつておるわけでございます。したがつて、公庫の扱いますものは、すなわち公庫なりせば、地方団体が公算債によつて市場で調達する金に当たるものを貸す、こういうたてまえでございますので、お話しでございます。越前、これは私誤解かもしれませんが、できれば政府資金で地方団体の公算債といふものを全部まかなつてやりたい。しかし、それでは足りないものがあるから、公算債をつけるを得ない。そのつけるものは、公庫で扱わそう、こういう考へのあるわけじゃないかと想像されるのでございしますが、と申しますことは、設立当初すでに七十億の一年度半ばからでございしますが、七十億の貸し出しを予定いたしました、その際の資金は政府出資五億にすぎなかつたのでございします。今日から見ますれば、割合から見ますれば、比較的政府出資が多いのでございしますが、たてまえはそういうふうに一応できておるのじゃないか、こういうふうに私は解釈しておるのでございします。

○鈴木壽君 私の聞いておることはこういうことなんです。もう少し当時の記録を読んでみます。「すなわち地方債につきまして、一般会計分は公債費対策の一環としてこれを漸減し、必要限度にとどめる一方、公営企業債は可能な限り増額すること」としたい、こういうことを言つていますね。そしてその原資については、政府資金でやることかたてまえなんだ、しかし、政府資金の原資の關係で、ある程度は公算資金に依存せざるを得ないのだ、こういうことなんです。この点からしますと、私はやはり公庫で扱うその金であつても、さつき言つたように、政府出資等においてもつと多くのものがここにつき込まなければならぬのじゃないか、そういう気持ちを持つて、いまお尋ねしておるわけなんです。

○参考人(三好重夫君) 公庫が現在貸し出してあります金をもつと低利に貸すようにするといふことにつきました。これはもう私ももうそれでなければならぬ、それに對して努力すると、こういうふうな考へるのでございしますが、金額を、あるいは大部分を政府出資にするといふことになりまして、御承知のように、直接に政府は政府資金を貸しておるのでございしますが、公庫が存在する意義がむしろなくなるのじゃないか、かように実は考へるのであります。三十九年度の地方債の計画を見まして、二千六百十億円のワクに對しまして、政府資金が二千二百十億、私のほうの資金が四百億、こういうふうな計画になつておるのであります、公営企業に對する資金の供給としては、この總体のワクを

広げる、あるいはこのうちの政府資金分をもつとふやすといふ問題がございします。と同時に、明年度で言へば、私のほうの四百億といふものについて、利子を現在よりもなお下げる方向に持つていったほうがよろしい、こういう問題がある、かように考へておる次第であります。

○鈴木壽君 これは自治省のほうへお尋ねしますが、お尋ねというよりも、資料としてはいいことを申し上げたいのですが、三十九年度の地方債計画で、政府出資とそれから公庫で受け持つ分、こういうもののついた何か表のようなのがありましたらほしいのですが、いかがでしょう。

○政府委員(柴田護君) 地方財政計画の中の地方債計画の欄の終わりのほうにその資金計画が出ております。

○鈴木壽君 きょう私それを持つてこなかったもので……

○政府委員(柴田護君) ちょっと私が申し上げますと、地方債計画三千九百八十四億のうちで、政府資金が二千五百二十一億、それから公算が千四百六十三億でございしますが、そのうちで公算企業金融公庫の引き受け額が四百億、それから市場公算が三百六十億、外債が百六十二億、それから繰越等が五百四十一億でございします。

○鈴木壽君 ちょっといま数字のことをお尋ねしますが、外債の分は百六十二億、これは昨年度と変わらぬのです。

○政府委員(柴田護君) 同じでございします。

○鈴木壽君 現在の実際の貸し出し状況からしまして、繰越、特に貧弱な府県とかあるいは市町村というふうなものに特にウエートを置いた、そういう貸し出しのしかたをとつておりますか。

○参考人(三好重夫君) 私のほうで扱うワクにきめられましたものは、起債の許可見込み額の全額に見合うようにできておりますので、私のほうで取り扱う分につきましては、許可にさえなればフルに貸したいといふことで、一切の差別はないわけでございます。ただ、もつと広い問題としてながめすれば、大きな府県とか大きな都市につきましては、御承知のように、旧指定債という制度がございします。これは各団体が直接に債券発行いたしております。それは私どもの貸す対象になつておらないわけでありまして。ところが、実は利子が私どものほうよりだいたい高いのであります。私どものほうの利子でもできるだけ下げたらどうかと思つておる気持ちから申しますと、この旧指定債を発行しておられます地方団体につきましては、もつと利子を下げるべきじゃないかといふことは、これはどうもこういう席で申し上げるのもどうかと思ひますが、私のほうの取り扱いの中に入れていただけば、現在八分近くかかつて調達しておられる金が、七分三厘でございしますと出していくわけですから、旧指定債を私のほうの取り扱いに入れていただきたいという問題が、私のほうの将来の問題として残つておるわけでありまして。

○鈴木壽君 その配分やら、ワク内での配分等については、これは自治省のほうでやつておるのだ、そうしてその限りにおいては、あなたのほうの分野として出すようにすると、こういうこととでございしますか、もう一度。

○参考人(三好重夫君) 私のほうの貸し出しはお話しのとおりでございまして、地方債の許可のないものには貸し出さない。しかし、許可があれば、申し込みさえあればフルに貸すと、こういうふうにいいたしております。

○鈴木壽君 そうすると、自治省のほうでは、さつき私がお聞きした、貧弱な府県とかあるいは市町村を中心になつていきたいと云つておつたのですが、そのとおりいまの起債の配分なんかやつておられますか。

○政府委員(柴田護君) 公営企業でございしますので、おのずから市町村が中心になるわけでございます。府県もございしますが、どちらかといひますと、市町村が中心でございします。したがつて、またその資金の配分等につきましても、お話しのとおり、そのような方法で扱つておるわけでございます。

○鈴木壽君 旧指定債の問題について、總裁はいまお聞きのようなことを述べられておられますが、この点についてはどうですか。

○政府委員(柴田護君) 金利等の問題から考へますれば、おっしゃるとおりだと思ひます。ただ、実際問題といたしましては、公庫のワクをどうふくらますかといふ地方債計画全体のワクとの関連も多少あるかと思ひますが、いづれその問題は、先ほど来私が申し上げました基本方向からいへば、当然公庫の中に吸収していつて、そこで金利を幾分でも引き下げてやつていくという方向に向かうべきものと考へますが、現在では、地方債計画全体の資金量の問題、それから公庫のワクの拡大の問題、そういう問題の關係で、ま

だ現在のままやっておるわけでござい
ます。

○鈴木壽君 公庫で実際に、地方団体
が過去において高利に借りておるもの
を借りかえをしようと、こういうよ
うなことを現在まだやっておられます
か。

○参考人(三好重夫君) これも、実は
公庫出貸以来の懸案で、できるだけ借
りかえに依りていくように措置したい
ということ、政府にお願いをしてま
いっております。ようやく認められま
して、昨年度で借りかえは一応全部済
んだわけでございます。

○鈴木壽君 昨年度というのは、三十
七年度末までにそういうことが済ん
だ、こういうことでございませうか。

○参考人(三好重夫君) さうでござ
います。

○鈴木壽君 これは、借りかえをやっ
たものは、どの程度ございしたか。

○参考人(三好重夫君) 六億五千六百
万でございませう。これは、実は早い年
度で取り上げられておると、もう少し
は金額が多かったのですが、償
還が少しずつ済んでいくものですか
ら……。しかし、これはようやく昨年
度で片づいたわけですね。

○鈴木壽君 さっきの問題に返ります
が、償還の期限の問題あるいは利率の
問題ですね。特に、いま、公営企業
が、いろんな意味で赤字だとか危機だ
とかというのをいわれておる中で、
そういうものに対処していくために
も、その償還の期限というものを、さ
っきも言ったように、耐用年数に合
わしていくとか、こういうことは、私
が必要だろと思うし、また、利率も
できるだけ引き下げた形で貸し出しを

する、こういうことが、非常に私は大
事な問題になってきていると思うので
すが、これは、總裁だけからではある
いはお答えにくいかもしれませんが、
これも、これからのお考え方として、一
体どういふふうにやっていかれるつも
りなのか。まず、總裁のお考え方をもう
一度お聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(三好重夫君) その点につき
ましては、さうくばらんに私の個人的
私見を先ほど申し上げたのでございま
すが、結局、なるべく長期の資金をな
るべく低利で貸すという線を追って
いくことが必要である。現状は必ずしも
満足すべき状態じゃないというふう
に考えますれば、これは結局政府にお
かれます、その方針に沿った措置を講
じられ、同時に、そのため必要とあら
ば政府出資の資本金を出していく、こ
ういう以外に道はないと思うのでござ
います。

○鈴木壽君 自治省のほうでは、どう
いうふうにお考えになっておられます
か。

○政府委員(柴田護君) 公営企業問題
の考え方でございませうが、いろいろ問
題がございませうが、その中で、公営企
業の建設資金、運転資金というものを
、どのような形で解決していくかと
いうことが基本問題だということ、こ
れはおっしゃるとおりです。そのために
は、どうしても安定した長期の資金
を、しかも安い資金を貸すということ
にあることは、これはもう当然でござ
います。結局、政府資金を入れてくる
というののも一つでございませうけれ
ども、ともかく、そのために公営企業金
融公庫があるわけでございませう。公
営企業金融公庫というものを、積極的

そういふことができるような方向に
持っていくということも、非常に大事
なことだろと思うのでございませう。
実は、そういう方向で考えられないか
というのを、私はこのポストにか
りましてから、少し努力をしてきたの
でございませうけれども、なかなか金
融全体の壁、それから、ほかの公庫との
関連等々の問題がありまして、今度の
予算では解決ができませんでした。し
かしながら、公営企業の問題は、御承
知のように、もう火がついておいて、
燃え上がって、盛んに燃えておるわけ
でございませうが、早くこの辺で公営企
業の育成というものを考え直さなけれ
ばならぬということ、別に法律を
もってお願いをしておりますが、公
営企業制度調査会というものを考
えておるわけでございませう。こ
れも含めて経営全般の問題と一緒に御
議論を願って、早く基本方針をきめ
て、そういう方向へものごとを出発
していくように持っていくたいと思
っております。

○鈴木壽君 財政局長のお話、考
えておられる方向はわかりませうが、
今度でございませうが、公営企業
の何かが審議会ですか、調査会ですか、
内閣のほうで、自治省設置法の一部を
改正する法律案によつて出てくるもの
でありますね。これは結論はいつごろ
出る予想なんですか。

○政府委員(柴田護君) これはいまの
公営企業を育てるというだけではござ
いませうで、最近やはり世の中がだ
いぶ変わつてまいりまして、公営企
業を取り巻くいろいろな環境が
変わつてきておる。しかし、残念な
が、正直に告白をいたしまして、私
どもの公営企業に対するいろいろな
指導方針については問題があるの
じゃないか。この辺で公営企業とい
うものの行き方というものを
見定める必要がある。そういう
ところから調査会を考えたわけ
でございます。それには公営の範
囲という問題

中でもいろんな企業がござい
ますけれども、そこで公営企業
そのものを育てるというこ
とになってまいりまして、
そこにはやはり政策的な考
え方というものを入れて
くる余地が、全然ない
ことはない。私どもは、
そういうことがあつた
らうに別におかしくない
じゃないかと思ひます
けれども、その辺が、
まだ実ははっきりして
いない。金融界全体と
の問題もございませ
うし、むしろ、公
庫に大きな役割を
負つてもらわな
ければならぬとい
うふうには考
えておるわけ
でございます。

○鈴木壽君 財政局長のお話、考
えておられる方向はわかりませうが、
今度でございませうが、公営企業
の何かが審議会ですか、調査会ですか、
内閣のほうで、自治省設置法の一部を
改正する法律案によつて出てくるもの
でありますね。これは結論はいつごろ
出る予想なんですか。

○政府委員(柴田護君) これはいまの
公営企業を育てるというだけではござ
いませうで、最近やはり世の中がだ
いぶ変わつてまいりまして、公営企
業を取り巻くいろいろな環境が
変わつてきておる。しかし、残念な
が、正直に告白をいたしまして、私
どもの公営企業に対するいろいろな
指導方針については問題があるの
じゃないか。この辺で公営企業とい
うものの行き方というものを
見定める必要がある。そういう
ところから調査会を考えたわけ
でございます。それには公営の範
囲という問題

でございますか、限界の問題もあり
ましようし、それから、公営のあり
方、経営体制あるいは資金のあり
方、そういった非常に広範な問題も
取り入れまして基本的な考
えていただきたいと思
ひます。したがって、開
閉は少しかかりますけれども、ま
あ二年くらいを目途にして結
論を出してまいりたい。しかし、
再建問題はもつと早く、いま困
つておられます、赤字の増加
してまいりますこの水を止めな
ければならぬ。このため問題
はもつと早く対策を出してま
らうと思ひます。

○鈴木壽君 本格的な問題について
は二年くらいかかるだろう、それ
から、ただいま地方公営企業
の赤字の問題は大きな問題とな
つておる、それについて
のいわば緊急対策等については
もつと早く出してまいらう、こ
ういふふうにと早く出してい
ますが、柴田さん、私が一つ
不満なのは、いまの公営企業
の問題がいろいろこういふ
ふうになってきたのは、
実は去年からことしにかけて
出てきた問題ではない。三十四
年ころから出てきていること
なんですか。もちろんいまの
ような形じゃなかったけ
れども、そのころから出て
きていますね。そうして特に
一昨年から昨年にかけ
ての料金問題等いろいろ
大きな問題になっておる
のですから、これにつ
いてさらに新年度から
さういふものを検討
してまいらう委員会、
審議会等をつくら
うと思ひます。こ
れはちよつと少し開
延びしておるの
じゃないかと思
ひますが、自治
省としては、私
は何かここに
地方公営企業
を育てるという
意味で、これは
当初から自治
省としてはそ
ういふふう
にお考

えになつていらつしやるだらうと思つし、かりに大蔵省のほうでいろいろあなの方と意見の一致を見ることができないでおる問題があるかもしれないけれども、それから、公営企業金融公庫法の中にも第一条にははっきり「公営企業の健全な運営に資するため」云々とあつて、健全な運営をさせるというところが一つのいわば大きな命題になつておるわけですから、そういう点に立つて、私はいまの時点で担当の自治省としてはこれをどうしなければならぬといふ一つのやはり対策があるべきだと思つてゐます。また、そういうものに依つて金融公庫のあり方というものも考へていくということではない、少しか先へ送つてやつて、あるいは権威のある審議会ができるかもしれないけれども、そういうことに一切をかぶせてしまふというふうなことにつては、ちよつと私はふに落ちないと思つてゐるのですが、いかがですか。

○政府委員(柴田護君) 私が言うのは、變でございませうけれども、いままでの公営企業の持つていき方については、私もどつちか態度が、率直に申し上げまして、甘かつたと思つてゐる。それは公営企業法の中にも内在しています。経営自体の中にもいろいろの問題が重なり合つて、おつしやるように、昭和三十四、五年から経営の問題があつたのでございませうけれども、それが今日まで手を打つてゐるものなかなかにうまくいひつてゐるものな状態でございます。しかし、またそれに加えて、外的な問題も加わつておるわけでありませう。早い話が、交通問題を取り上げてみても、三十四、五年のときにおきま

す都市交通といふものと、今日の都市交通といふものは、全く様相が違つておつて、その当時に何らかの手を打つておつても、おそらくは今日のような事態といふものはある程度は避けられないのじゃないかと私はいまになつて思つてゐるものでございませうけれども、さうなつてまいりませうと、一つ一つの問題が、私どもとしては一つの対策をかりに持つておりましたも、いろいろの方面の協力も得なければならぬとせんし、あるいはまた、単なる経営方面の計数にあらわれてきたものだけからの批判をいたすのもどうかと思つてゐるけれども、やはりいろいろの方面の権威にお集まり願つて、幅広く御意見を聞いて、基本方向といふものを持つていつたらどうかといふふうに実は思つておつたところかつたと言われるかもしれないけれども、それと、しかし、いまからでもまだおそくないのでありまして、結果論から言へば、おそかつたかもしれないけれども、気持ちとしては、いまからでもおそくないといふ気持ちでひとつ基本的にもう一ぺん考へ直したい、こつちうつもりでございませう。

○鈴木壽君 少なくとも私は、いろいろの公営企業のあり方、これについては現在の段階でやはりさらに検討してみることがあるといふことも、私は確かにさういふこともあると思つてゐるけれども、しかし、少なくともいまの問題となつてゐる経営上のいわゆる赤字の問題なり、それから来るいろいろの業務の滞滞等の問題からいへば、私はもうとつとあなたの方として対策を考へておるべきであつたと思つてゐる。現に昨年の四月ごろ、自治省では公営企業のいわば再建整備措置で

すか、こつちうものを考へておられるでしょう。だから、ああいうものが出ておるといふことは、私はあそこにあつた、一つの事業それ自体の努力によつていろいろやつてみる、当方としてもできるだけ援助するのだ、こつちういふことがうたわれたいと思つてゐるけれども、企業内の努力、いま、はやりのことばで言へば、合理化等が行なわれるにしても、同時に、国として何か考へなければならぬ、ああいうものを打ち出すわけはないと思つておつたのです。現に、援助指導するといふことをちゃんと書いてあるのです。その中に、具體的には、これは一つの例でありませうけれども、起債の問題なり、当然それにつく償還の問題なり、利率の問題なりその他の手だてが私は含まれておつたのじゃないか。場合によつては、補助金等といふ名目はどうなるかわかりませうけれども、さういふものも考へておられたのじゃないかと思つてゐるのですが、さういふものが全然なしに、ただ企業努力とか、企業の合理化とかいふことで再建をさせようといふふうにお考えになつたのかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(柴田護君) それは、全くさういふことと無関係にああいう措置をとつたわけではございませう。しかし、ああいう応急的な再建措置をとりましたのは、ともかく、早く現状においてできる範囲において経営の合理化なりさういふものを推進をして、早く健全性を回復するようにという措置を一方でとりながら、片一方で諸般の懸案の問題を片づけようとしたのでございませう。しかし、諸般の懸案の問題といふものが、単なる資金面といつ

たような、さういふ小さな問題ではございませう、非常にもつと広範囲な問題になつておる。交通問題一つ考へても、水道問題をつかまえても、一つ一つがなかなか自治省の力でもつてもが片づくようなさう簡単なものじゃございませう。そこで、やはりあつた一つの調査会といふものをこしらえて、そこで広範囲から御検討願つて基本方向を出してもらつた、出したものについては、われわれとしてはもちろんでございませうが、関係の向きにも協力をしていただいて目的を達成していく、こつちうことを考へておるわけではございませう。いままでもちろん考へておらないわけではございませうけれども、事が事でございませうので、もつとはっきりした形に考へてこれを片づけたい、このように考へて御提案を申し上げてゐる次第でございませう。

○鈴木壽君 私は、何だかそこに、あなたの方の力だけではどうもうまくいきそうもない。ことに政府から何らかの措置をする、金の面において何らかの措置をするといふ場合には、大蔵省あたりから抵抗があると思つてゐるが、さういふことを予想されまして、もつとまい方法でやる手はないか。審議会をつくつてそこから結論を出したのか、いやいやながら言つてゐることを聞くのじゃないかといふようなことなんですか、率直に言つて。

○政府委員(柴田護君) 私の説明が至りませんが、誤解を招いたようではございませうが、さういふことではございませう。御承知のように、日本の公営企業といふのは借金企業でございませう。てんからの借金で、さうすると、普通の民間の企業でさえも資本構成の合理化といふことがいわれておる。しかし、公営企業についてはどういふか、さういふ資本構成の合理化をするかといふ問題一つを考へても、民間の關係企業との比較論といふものが出てきます。それから、公営企業の特長から来る資本構成もございませう、いろいろ議論が出てくる。また、資金構成を考へてみても、さういふ形でさういふところに資金を仰ぐのだといふ問題もあるわけですから、経営の合理化をつかまえても、一体いまの経営關係の法規がこれでいいのかどうかといふ問題があるわけでありませう。したがつて、問題はさう簡単なものじゃない。これを安定した形に持つていきませうためには相當の年月も要りますし、また、方向を出すだけでも、さう簡単にいかにいふわけでもない。われわれは、帳面づらさへ合はばそれでいいのだといふ、さう簡単に、安ん長期の金を受け入れればそれで経営が安定するのだ、さういふことじゃない。私は思ふ。もつと広い立場から企業といふものをさういふ安定した基盤に乗つて、さういふことを考へていかなければならぬのじゃないか。さうしますと、単に財政關係だけでなしに、もつと幅広いところから公営企業の現状といふものをなめる必要がある、こつちういふ感じを持つてゐるわけでありませう。さういふ意味からああいう調査会をつくらうと思つてゐるわけではございませう。

○鈴木壽君 差し迫つた、いまの地方公営企業のいろいろ赤字問題等、たいへんな問題になつてゐる。さういふことに対しては、自治省としてはどう

すべきであるというような態度を表明できませんか。

○政府委員(柴田護君) 赤字問題は二つございます。一つの問題は、当面問題になっておりますように、公共料金のストップというものに関連する問題、これはさらに当面の問題で現在関係各省と話し合いを進めておりますけれども、もう一つの問題は、この経営が悪くなつてきて、ずるずる赤字が累増する動向をどうとめるか。この問題につきましては、やはり経営の内部に相当根ざす問題でありますので、ある意味におきましては、公営企業経営というものの根本問題にさかのぼる問題であります。そう簡単に、こうだからああだというわけにもいかんのじゃないだろうか。再建の問題は早くしてほしいということをお願い申し上げましたのは、そういう意味合いから、多少根本論にわたるながら、赤字が累増する水を早くとめるにはどうしたらいいかということをご考慮もいただきたいと思います。そういう意味からそういった段取りをしていただくわけでございます。

○鈴木壽君 公営交通事業財政調査会というのがあります、それから意見書が出ておりますが、これは柴田さん委員の中に入っておられますね。あるいは前の次官であった奥野さん、前の財政局長大村さん、官房長の松島さん、その他財政課長やら地方債課長、公営企業課長、いろいろこう入っておられますが、こういうことの中では、あなた方、いまの公営企業の、少なくとも交通の問題についての意見を、いわゆる自治省の立場から御意見の発表

等があったと思うのですが、そこら辺どうですか。ただ個人としてお入りになつて、自治省としての立場というこ

○政府委員(柴田護君) その問題は、もちろん個人として入っているわけでございます。しかし、ずぶの個人ではございませんで、肩書きのついた個人でございます。したがって、自治省の考え方というものを頭に置いた個人の意見というものを発言しているわけでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、これを見ますと、これは、相当はつきりした公営交通の財政改善のための基本的な考え方なり、あるいはそれに基づく具体的な措置、相当はつきりしたものが出てきております。これは必ずしも自治省で考えていることと同様ではないかもしれませんけれども、肩書きのついた個人としてお入りになつていらっしゃるあなた方の賛成したこれは問題ではないだろうかと思つて、しかし、私これはなにもいやみを言うために申し上げるのではないのですけれども、私はある程度あなた方——大蔵省でどう言うのか、運輸省でどう言うのか、あなた方——あなた方一つの対策というものをやはり考えられているのじゃないだろうかと思つて、かす。そういうものを申し上げて、かりに今度の審議会がでるにしても、審議会等にもそういうものを出して、これは一体どうなるのかというように審議の進め方をしてもいいことも、私はいい方法じゃないだろうかとも考えるし、全然、何かさつきも言つたように、あつてこれからの審議会にまかせ

るのだという態度は、私はちょっと、いまの公営問題を扱う自治省の態度としては、ふに落ちないものだと思うのですが、重ねてどうですか、その点は。

○政府委員(柴田護君) 私どもは、審議会をつくつて御審議を願うようにいたしているわけでありまして、そこで、その審議会もまだできないやうに、私もそこらでどうも申し上げるの、いささか失礼かと思つてございまして、この席でお答えいたすにはいささかはばかるわけでございますが、しかし、われわれといたしましては、もちろんわれわれの考え方、持っているわけでございます。おりおり実は申し上げているつもりでございますが、はつきりこうだと申し上げかねておりますのは、そういうような情勢でございますので、はつきり申し上げかねるということでございます。ひとつ御了承いただきたいと思います。

なお、公営交通の問題につきまして、相当いろいろ意見はまとまつておりますけれども、残念ながら、肝心のところに参りますと、はつきりしない。それはやはり、ああいう利害関係が相対立するやうな関係者が集まつてわいわいやつておりますので、勢いそれを取りまとめるということになりまして、肝心のところになりますと、ほけてしまふ。そういう性格を持つものでございます。そこで、やはり非常な努力はしたつもりでございますし、また、委員会といたしましては結論に近しいものを出して、そうして、できる部分は、現に五大都市交通でも実行に移しておるわけでありまして、そこで、そ

れ以上さらに進めて基本的なものになつてまいりますと、やはり私どもは政府としての一つの指導機関的なものできめたいのでありまして、したがつて、政府としてはそれを尊重して、その方向において相互に協力する義務があるという体制をとりませんと、ものごとはいきまきません。地方制度調査会という政府の機関もございまして、あそこであれだけ年月をかけ、あれだけ議論を練つて出てまいりました答申でも、若干実現していないところもあり、いろいろ私どもは調査会からおしかりを受けるのでありますけれども、そういう情勢でございます。ましてや、全く一つの団体で組織しました委員会の結論というものは、まあなかなかうまく実行に移されないというところは、鈴木先生御推察のとおりでありまして、そういう意味合いもありまして、やはりああいう一つの政府の機関として、權威にお願ひをして審議をしていただくという手段をとるのは、やはり現段階においては至当なんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、自治省としては、少なくとも公営企業を担当している自治省として、いまの事態に對して——いまの事態というのは、交通関係なり水道関係にいろいろ赤字が出たり経営の問題で大きな問題が出ておる、こういうことに対して、今度でございまして、公営企業についての審議会、これの結論を待たない限りは、何ら手をつけるわけにはいかぬと、こういうことなんでしょうか、端的に言つて。

○政府委員(柴田護君) 何ら手をつけるわけにはいかぬというのじゃないござい

ませんで、現に必要なものにつきましては、資金繰りの心配もいたしておりますし、私どもの手元で必要と認められるものにつきましては、経営合理化をしていくということを言つておりますし、経営合理化といつても、いわゆる経費の節減合理化というだけではないで、広域経営をやれば採算が立つというものにつきましては、広域経営を進めておるわけでございます。早い話が、企業の合併をやつたらどうかといったようなことも、実際問題として進めてはおります。しかし、基本問題になつてまいりますと、やはり私どもの手元だけで進めるのはいか

が、それが問題が深く、広い。したがって、深い、広い範囲を全部つかまえて大きな柱を見出して、その柱に沿つて具体策を講じていきたい、かように考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 去年の十二月の二十一日に、自治省事務次官の金丸さんの名前で、運輸省の事務次官岡本さんあてに、バス料金の改訂に伴う措置についてというはつきりした態度で、何とい

いますか、要望ですか、出ているんです。実は私こういうこともあるんです。あなたに何か考え方があ

るんじゃないか、こう聞いているんです。これだとはつきりしています。六大都市の公営バス料金については、低価格政策の要請によりその改訂が当分の間抑制されることはやむを得ないが、そのしわ寄せを地方団体に求めることは適当でないの国において全額その損失を補てんすべきである

について国庫補助金の交付あるいは元利補給付融資の措置を講ぜられたい。何とかしてくれないやなくて、もうはつきりしたものが出ておるし、こういうものを運輸省に出て出したのだというのを運輸省のほうにもあなの方文書で差し出してますね。いまの公営企業の赤字問題については、これが全部の答えにはならぬと思うのですが、このように私は、あなた方ななかおっしゃらないけれども、考え方としては、対策としては出ておる問題だと思ふので、もっと公営企業全般について、単に交通問題だけでなしに、水道の問題、あるいはほか法を適用しているか、していないか別として、病院の問題とか、いろいろ問題になってるそういうことについて、かなりはつきりした具体的な考え方を立てては持つておるのじゃないだろう。もしあったら、それを聞かせてもらいたい、こういうことで私はさつきからお尋ねしているのですがね。あるのじゃないですか、これは。

○政府委員(柴田護君) その問題はちよつと違ひまして、要するに、六大都市の運賃値上げ問題というのは若干根が深くございまして、たしか昭和三十五年ごろから始まった問題であります。それで、運輸当局ともたびたび自治省としましては折衝をいたしまして、その結果が、経営合理化というものが無いじゃないかというよりな話もあって、先ほど来御指摘になりました公営交通の審議会でしたか、協議会でしたかできて、そこで経営合理化対策を練ったわけでございます。そうして運輸省も、六大都市の交通問題につきましましてはある程度の値上げはやむを得ぬじゃないかというよりな態度に大

体なつておつたのでありますが、そのやさきに、公共料金ストロブという、もつと高い見地からの措置が決定されたのであります。したがって、運輸省のいたしましては、それによつて、運賃のある程度の改訂によつて、公営交通の経営が回復されるという見込みをしておつたわけでございますが、それがだめになつた。だめになつたから、ひとつ荒療治に対して経営面からの配慮というものを運輸省としてやつてほしい。つまり、運賃許可官庁としての運輸省において自分で押えたのだから、その部分についてはひとつ何かしてくれぬか、その方法としてはなまに金を渡すという方法もあるだろう、元利補給付起債という方法もあるだろう、それをひとつ考えてもらいたい、

こういう趣旨のことを運輸省に申し入れた書面でございます。で、かりにそれを運輸省があの場合に運賃値上げを認めようとしたとしても、なお六大都市の交通は全部赤字であります。で、現に二百五十億円の繰り越し赤字が三十七年度末で出ておるわけでありまして、その赤字は、いまの私どもが運輸省にお願ひいたしました措置がかりに講ぜられまして、それが解消するものじゃない、むしろ、さらにまだ累積していくものである、こういうふうになるわけでございます。したがって、そのことに對しましては、そういうような措置をお願いいたしておりますけれども、基本問題につきましましては、とてもそういうことじゃ話が片づくものじゃない。やはり企業でございますので、そのこと自身が成り立つようにするのが本来の企業のあり方でございます。

ます。そうすれば、どのようにすればいいか、こういうことにならうかと思ひます。

○鈴木壽君 もちろん私も、この申し入れですか、何だか、これによつて、いまの企業の赤字の問題なり経営全般の問題を解決する方法だと思つていないのです。しかし、いまのとおりあ

えずのそういうことに對する対策として、こういうことも私は考えられると、そういう限りにおいて、あなた方、全面的な公営企業全部についてのいわゆる再検討に立つた場合のそれだけでなく、当面とらなければならぬ一つの対策としてこういうことも考えなければならぬという、そういうことだと思ふのですがね。それはそのとおりでしよう。全然然、あまり違つた受け取り方を、これを見ておらないつもりなんです。これだけではもちろん解決つかない。しかし、いまの赤字のよつてくる大きな原因としては、料金が、六大都市においてはもう十年も十二年も据え置かれておるという、こういう現実から、しかも、どうしても上げなきやならぬという、そういうところに来たのにもかかわらず、いわばそれがまだまだだだといつて去年からひっぱられておつた。ことしの一月になつて、いよいよはつきりまた閣議で再確認されたようなかつこうで、引き上げをとめるということになつた。だから、それによつてくる損失といふも、赤字といふも、さういふものに対して、やはりあなた方が金丸さんの名前を出しているという措置というものは、やはり必要だと思ふのです。そうでなしに、料金を押えるなんていう、ただ押えて、い

まのような状態にしておくということはいへんな問題だと思ふので、ですから、そういう意味で、私もあなの方いろいろな当面のとるべき対策、料金の引き上げを押えられたらそれに対して一体どうすべきであるか、あるいは累積赤字を一体どうしていくのか、いろいろあなたの方の考えておられることがあるんじゃないだろうか、考えた一つの方策としてこういうことがとられたらどうかと私考えたものですからね。どうかもう少しあなたの方の考え方をこの際明らかにすべきじゃないだろうか、こういうことなんです、何べんも申し上げますように。やはりいいですか。

○政府委員(柴田護君) まあ公営企業の果たしてあります役割り、おそろく御承知のとおりでございます。この公営企業の役割りを完全に果たさしなから、なおかつ、健全経営を維持する、そのためにどうすればいいか、こういうことだと思ふのでございます。私もその考え方としては、それは経営面の問題、それから資金面の問題、資金構成の問題、大きく分けて三つありましよう。それぞれについてどうするかという問題は、私は企業によつて違ふのだからと思ふのです。交通と水道とは同一に論ぜられませんが、また水道と病院を一緒にするわけにもまいりません。そういうふうには違ひますので、考え方を明らかにせよとおっしゃいますならばあれでございますけれども、全般的な問題について申し上げないわけでもございませぬけれども、先ほど来申し上げました事情から、まあここで私どもがこう思うということを堂々と申し上げることは、はばかりないのでござ

いますけれども、要するに、資金構成をやはり借金企業からそうでない企業に切りかえるという問題が一つござい

ます。それから、その場合でも、どういう形でやつていくかというやり方の問題もございまして、それから、安い長期の資金をどうして手に入れるか、まあこういう問題、それから経営合理化の問題につきましましてはどのような形で合理化をしていくか。合理化と申しましても、企業が運転できないような合理化じゃいたし方ございせん。企業が能率よく運転できるような形においてやる。ところが、合理化と簡単に申しますけれども、この合理化というのが実はなかなかむずかしい。早い話が、都市交通を考えますならば、路面電車というものはどうしたつて経営が立つはずはない。それから、地下鉄というものも、これも建設資金を、どんなに安い建設資金を持つてまいりまして、全部これを運賃ではじき出すわけにはまいりません。そうしますと、その辺のところの一般会計との関係の区分けを一体どう考えるかといったような問題もあるわけでございます。そこで、そうなつてまいりますと、都市計画との関係もございまして、単に交通だけの問題で考えるわけにもいきませんでしやうし、ほかの民営の交通との関連も出てまいりましようし、非常に幅広いむずかしい問題になつてくる。そうなつてまいりますと、私もどうしても、勇気を持ってこれはおれはこう考えるのだということを申し上げるだけの自信はない、率直に申し上げまして、こういふだとおおよそのことは申し上げられますけれども、具体的に

りますと非常にむずかしい問題がからんでまいりますので、意見を申し上げることにさせていただきます。したがって、その辺のところを申し上げることは差し控えていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 あなたのおっしゃることも、近く設置されるであろう公営企業全般について検討する審議会、そういうものを控えていま適當でないというふうな考え方はまあわからないでもないのですが、しかし、公営企業の問題、それを取り上げてみると、おっしゃる通りに、交通——交通の中でもバス、路面電車あるいは地下鉄等の軌道の問題、いろいろ違うところがありますし、あるいはまた、そういう交通事業と水道の問題あるいは病院の問題、いろいろこれは違うのです。ですから、これは一がいこうだとは言えなくとも、しかし、公営企業というものを一体どうしていかなければならぬかという立場に立つならば、私はやっぱりあなたの方はあなたの方の責任としてこういうふうにするべきだという、そういうものがあるべきだと思ふのです。そういうことがなかったために、ついずるずる現在まで来てしまったと思ふのです。あなたは最近いわば責任のある立場に立つておられますけれども、私はさっきも言ったように、三十四、五年あたりから何とかしなければならぬという問題の芽はもう出ておいたにもかかわらず、それをほうっておいたということは、あるいはそういう言え過ぎかも知れぬけれども、何か当たらずさわらずみないなかつたところでやってきて、さっきもあなたがおっしゃったように、甘かったと

いうことばの中には、そういうことも認めていらつしやるんじゃないかと思ふのだが、そういうことがいまになって抜き差しならないところまで来てしまつておるんですね。それではだめだと思ふのです。ほんとうに地方公営企業というものを一体どう考え、どうなればならぬのか、こういう単に理屈だけではなしに、健全に育てなければならぬとか、住民の福祉につながるのとだから助成しなければならぬとか、そういううたい文句だけではなしに、ほんとうにどうなればならぬかということについてのしつかりした考え方は、同時に、その健全化のために、あるいは援助育成のためにやるとしたら、私はもうとうに手はあつたと思ふのです。

○政府委員(柴田護君) おっしゃる通りでございます。ほうっておけない事態が参りましたらにございませうが、もはやほうっておけない段階にまで来たわけではございませう。抜本的な対策をとらうとしておるわけでございませう。いままでいろいろおしかりを受けてきたが、私は率直に申し上げまして、私どもの公営企業に対する態度というのにつきましてもやはり問題があつたのじゃないかということ、反省をしておるわけでありませう。それは、やはり財政経理中心に考えたものではなかつたか。やはり公営企業というものをひとつの基盤に立つてどう考

えるかという配慮が足りなかつたのじゃないかというふうに私自身は反省をしております。ですから、きわめて謙虚な気持ちで調査会にも臨み、また、おしかりも受けるつもりでございます。

○鈴木壽君 私はこれは、あなたは謙虚な気持ちでおしかりを受ける——別に私はあなたをしかるわけでもないのですけれども、毎年自治省で出しておる公営企業についての報告書みたいなものがありますね、あれを三十六年度あたりから見ますと、やっぱり非常に心配な事態が出てきているわけですね。私も見まして、あまりこまかいところまで言おうとは思いませんけれども、見た限りにおいては、特に赤字問題を中心にしていろいろ出てきております。そしてそういうものは、単に赤字が出たということだけでなしに、やはり根本的に企業そのものをどうしていくか、その方向を守っていくためにどうしなければならぬかという対策というものがとられていなかつたと思ふのです。そういうところから、非常に心配な事態が出てきておつたと思ふのですが、私は、とりあえずの対策として、くどいようでありませうけれども、やはりそれぞれの関係官庁と話し合ひをされて、ほおっておけないこの緊急な事態をどう乗り切っていくかというところについての結論を、私は早く出していただきたいと思ふのですが、今度の調査会ができて、かりに四月に発足すると、その構成を何だかんだ言つて、これは八月までは、失礼だけれども、結論は出ない、秋になりあるいは年を越すかもしれない、秋な、ああだこうだやっている。そう

すると、一体これで持ちこたえることができるのかどうか。持ちこたえるのであれば、持ちこたえるために出るいろいろな、何といひますか、しわ寄せというものが各方面に波及してくるので、私は、実は何べんも言うように、あなたとこでやり合つてということじゃなくて、まじめに考えて、ほうっておけないような事態になつてきていると思ふから、どうです、これはもう少し具体的に、自治省としてはこういうふうにするべきであるとか、あるいは大蔵省から文句を食うかもしれない、しかし、それくらい、やはり私は態度の表明はあつてしかるべきだと思ふのですがね。それもだめですか。

○政府委員(柴田護君) 私は、あちこちで態度を表明しているつもりなんですけれども、統一した態度というものを示すのは、差し控えていこうとを言つておるわけでございませう。それは、当面の問題としては、赤字が累増してきますのをどうとめるかというだけの問題であります。したがって、それは資金繰りをかりに考えまして、これは単に資金に乏しいからなれども、それは赤字がとまるわけでも何でもございませう。したがって、赤字をとめるというところになつてまいりますと、とめ方の問題というところになる。それは結局、経営の合理化なら合理化というものを、どの程度やるかという問題になるわけでございませう。それから資金の場合も、高い資金を安い資金に乗りかえるということ、当面の問題としては、それだけしかない。あとは、再建計画を立てる場合に、どう

いう方向で合理化を進め、それから資金構成をよくする方向をどのような形で持つていくかという問題になるかと思ふのでございませう。その問題につきましては、私は、四、五カ月あれば方向は出るのじゃないだらうか、かように考えておるわけでございませう。そうむずかしい問題とも思はないわけではございませう。ただ、さらにもっと根本にわたりますと、こういうものにつきましても、公営のあり方としてはどうあるべきである、民営との競争の場合にはどうすべきであるという問題に、勢い及ぶのであります。そういう問題は基本問題でございませう。そういう問題若干の時日をかける必要がある。だから、こう考えておるわけでございませう。問題は、安い資金をどうして手に入れるかという問題、それから経営の合理化をどうして推進していくか、この二つの問題に尽きるのじゃないかと、かように考えます。

○鈴木壽君 それじゃ、大臣かられる前に、とりあえずの問題として、これは私新聞で見たものでございませうから、真実性についてはこれははっきりしたこと言えませんが、新聞一つだけではないですから、これは真実を伝えておるものだと思うので、そういう考え方がらお聞きするのではありませんが、根本的な経営改善なり、今後の公営企業のあり方等については、今度四月から生まれる地方公営企業調査会ですか、審議会ですか、それにゆだねると、しかし、とりあえずの、特に赤字のひどい六大都市の交通事業、バス等の問題については、大臣はこういうふうにごうておられますね。国から補助金を出すことが一つの案、もう一つは、政府関

係金融機関などから受けている融資について政府が元利補給する。それからいま一つは、起債の償還をたな上げずる。このいずれかの案で救済をはかるつもりだ。その結論は、三月二日の毎日新聞、あるいは二月の二十六日付の読売新聞によりますと、今通中に結論を出したいと、こういうふうに出ておられますが、私はこれはさつきからあなたにいろいろお聞きしておるうちに、自治省の、少なくともいまの公営バス等の問題についての応急的な対策として考えられておる案だろうと思うのですが、それがどういふふうにと固まったかわかりませんが、こういう案をやつぱり持つてゐるでしょう。

それからもう一つは、部内で一つこゝろいふうなことがありましたので、どういふふうにと御検討なさつて、もし結論が出ておるとすれば、どういふ結論が出ておるのか。それを局長のほうからお聞きしたいのです。

○政府委員(柴田護君) その問題、今お読み上げになりましたのは、新聞に出てゐるあれでございますけれども、例の運賃ストップの後におきまして、私どもが運輸当局にお願いをいたしましたときに、そこに新聞に出ておりますような対策を持つておつたのであります。その後いろいろ話し合ひを現在まで進めております。関係事務次官のところまで会議を持つて話をいたしておりますけれども、まだ結論には到達いたしておりません。

○鈴木壽君 大体来てから大臣にお聞きしたいと思ひますが……。

○委員長(竹中恒夫君) ちょっと速記をとめて。

【午後二時五十八分速記中止】

【午後三時三十分速記開始】
○委員長(竹中恒夫君) 速記を始めます。質疑を続行願います。

○鈴木壽君 いま両大臣にお願ひしたんですが、実は公営企業の最近のいろいろな問題、特に交通事業等の赤字の問題等について一体どう政府としてはこれに対処すべきであるのかというよりなことを中心にお尋ねしてござりますんですが、大事な問題でござりますので、大臣からひとつあらためてお聞きしたいと思ひます。まず最初に公営バスの料金の改定というものがストップを食つておる、これについて政府のほうでは、物価問題、物価政策の一つの大きな手として考えておられるようでありまして、企業そのものから考へて一体改定をストップするといふ形ではないのか。これは両大臣からひとつまず最初にお聞きしてござらうと思ひます。

○国務大臣(綾部健太郎君) 運輸事業の健全な経済をやつていきます場合に、おきまして、いまのような状態では私にはむずかしいと思ひます。健全な企業は育成といふことはなかなか困難であります。が、しかし、御承知のように、池田内閣は物価政策として、ほかの企業、ほかのいろいろな物価安定策を考へますが、特に政府が力をもつて抑制し得るものはこの際まひとつ自由経済のもとにおいては非常な無理な要求ではあるけれども、政府のきめるところの料金さへ上げるんじやないかと、いふようなことでは、一般の物価抑制のムードの上からいまして非常に困るから、ひとつ忍びがたきを忍んで、ぜひこの一年間だけは現状維持にしてもらいたいと、やれと、こういうこと

が経済閣僚懇談会でござりまして、六大都市の公営企業の問題はもちろんで、その他私営のバス等公営事業につきましても、その方針を貫くといふことに相なりまして、實際純経済問題として、またいろいろな社会問題等を考へまして、私どもとしては政府の方針に従つてざるを得なくて従つておるような状態でございます。三十九年度一年は、公共料金は公営を問わず、現状維持で押していくといふような結論になつて、私どもは、六大都市はもろん私営の六大都市のバス路その他の事業につきましてストップするといふことは、はなはだ遺憾であるけれども、国家全体の問題としてそれに同意をいたして、今日その実施に当たつておる次第でございます。

○国務大臣(早川譽君) 運輸大臣お答えのとおりでございますが、われわれとしましては、この問題については数年間公営バスは運賃を上げておりません。一般の物価を四百倍とすると、その半分の値上げもしないといふ実情は、経済原則からいきましてどうかと思ひます。しかし、政府で値上がりムードを押えるといふことで一年間ストップをさせたわけでありまして、これを機会に、公営バス事業を自身においても合理化をしなければならぬ面も私は相当あると思ひます。東京都の交通局あたりは自主的な経営合理化に乗り出しまして、五十近い諸手当をやめるとか、ワンマン・カーに切りかえるとか、いろいろ真剣な合理化の努力をしておる姿に對しましては、自治大臣としては非常な感銘を受けておるわけでありまして、したがつて、この一年間、ストップに伴う融資とか、

あるいはその他考へ得る方法が多々ありますので、この暫定措置につきましては、関係各省と目下真剣に検討して、政府のほうからも誠意を示して、お互ひに公営企業といふものをどうしていくか、自立できるように努力をいたしたいと思つておるわけでありまして、一年後の問題につきましては、現在国会に御審議を願つております公営企業制度審議会というものが国会で御承認いただきましてならば、私といたしましては、財界、経営界あるいは運輸担当の専門家に委員になつていただきまして、公営企業のほんとうの正しい自立のための御検討を願ひたい、かように思つておるわけでありまして。

○国務大臣(綾部健太郎君) 私ちやつともう一つ補足いたしますが、私どもとともう一つ調査資料によりまして調査いたしました結果、昭和三十一年度において公営交通事業の収支は、大体事業数が七十ありますうち、黒字のものが十五であります。金額にして二億七千五百万円でございます。赤字が五十五ございまして、その赤字の額は八十三億八百万円という数字、そのようになつておるということをお知らせして報告しておきます。

○鈴木壽君 三十八年度においても料金改定等を行なわなければ相当赤字が出てくると思ひますが、いま運輸大臣のほうから、交通事業について三十七年度の赤字八十三億という数字の報告がありましたけれども、いわゆる過去の累積赤字といふものは九十億をこしてゐる。合せて大体百七十五億、四、三十七年度末でさういふふうに見えておられるようであります。三十八年度だけでどのくらい赤字が出る見込みでございますか。

○国務大臣(綾部健太郎君) 事務当局からその数字は説明いたさせます。

○政府委員(木村睦男君) 私の所管はバスだけでございまして、御参考にはかならぬと思ひますが、バスだけで見ますといふと、東京都の場合は三十八年度、これはまだ推定でございますが、約十四億四千五百万円程度の赤字にならうかと思つております。

○鈴木壽君 交通事業全体として、まだこれはちろん年度も終わらないところでございますから的確なことは言われませんが、あなたの方の推定と申しますか、あるいは見込みと申しますか、さういふものをまだつかんでおられないわけですか。

○政府委員(柴田護君) 私どものところの数字でもバスだけでございまして、三十八年度には赤字百億程度と見込んでおりますが、交通事業全体としては、まだ正確につかんでおりません。

○鈴木壽君 現在のままで進みますと、いま自治省から話されました数字、バスだけでも百億ぐらい、その他の交通機関のそれを入れますと、相当大きな赤字が出てくるということがこれは見込まれるわけなのであります。これはたいへんなことになつてきておると思ひます。正直言つて、いわゆる公営企業であるから、つぶれるといふようなことはなくいままでやつてきたと思ひますが、もしさうでない私企業等であつたら、これはもうてんで話にならないことになつてきておると思ひます。そこでさういふ交通事業、あるいは最近では水道事業等においても相当な赤字が出ておる

し、三十八年度においてもそういう赤字がまたさらに予想せられる。こういうふうに公営企業全般にわたっていわゆる損失額というものは非常に大きくなってきておると思うのです。政府として一体これにどう対処していくのか。赤字が出るのはやむを得ないじゃないか、あるいは企業それ自体の責任でいわゆる再建をすべきである、こういうふうにお考えになるのか、一体どうなさるおつもりなんですか。これは直接担当の自治大臣、それから特に交通関係での運輸大臣からそれに対する対策をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(早川崇君) 公営交通、病院、水道の全部をひっくるめまして、昭和三十八年度末には二百五十億の赤字と推定されるわけでありまして、このままでいきますと、三十九年度一年間据え置きによりまして、さらに六、七十億の赤字がふえるという事態に立ち至りました。これは容易ならぬことでありまして、自治大臣といたしましては、これはひとつ根本的に公営企業の全般を考え直す時期であると判断をいたしまして、公営企業制度審議会を設けることにきめまして、この一年間公共料金のストロップが終るまでに基本的に検討したいと考えてわけでございます。それまでは公営企業自身の合理化というものも非常におくれておる、親方日の丸で。幸い、東京、大阪をはじめとしたしまして、この合理化の努力が出てまいりました。それから、公営企業は民営と違っていて、ほんとうに経営という立場で立っているかどうか、これも私はいろいろ御批判があるわけでありまして、また、不採算路線というものをやるかわりに、公営企業

は税金がないのです。所得税もなければ、法人税もないし、その他の税金の面における恩恵があるから、不採算のところまでやらなければならぬが、これをカバーするだけの措置はそっちの面でも得られるわけなんです。そういう点で企業自身の合理化という面を考えなければならぬと私は思います。しかし、結論から申しますと、公営企業でありまして、受益者負担という原則は私は貫くべきだと思えます。赤字だから自治体が一般会計からこれを穴埋めするといふいき方は、これを親方日の丸になりまして、企業の独立採算制をこわしますから、これはやっぱり排除しなければならぬ。そういう観点で、一年たちましたあと、合理化でどうしてもカバーできない面というものは、受益者負担という原則で運賃やあるいは水道料金をどうするかというのを検討しなければならぬ段階が来るのではなからうか。それまでに公営企業審議会で大いに多角的な面から御検討願ひまして、りっぱな公営企業を再建したいというつもりでございます。このあり方——一年の経過等につきましては、また別途に考究いたしておる次第でございます。

○鈴木壽君 公営企業全般の問題——公営企業のあり方なり財政の問題の根本的な問題について、今度できる公営企業調査会で十分検討してもらおうというところ、これは実は先ほども衆田財政局長からそういう答弁がありました。が、ただ、この場合問題として取り上げておられますことは、一体いまのこういう運賃ストロップ、改定をストロップをされて赤字がますます大きくなっているという、こういう事態に対しては、

くという、こういう事態に対しては、一体政府はこのまま審議会なり調査会の結論が出るまで待っているかどうか。そういう問題についてどうなんですか。

○国務大臣(早川崇君) 目下その間のつなぎ融資をどうするか、利子をどうするか、いろいろ関係各省と目下検討中でございます。近く結論を出したいと思っております。

○鈴木壽君 自治大臣のお答えですが、それに関連をして、これは新聞記事でございますから、どこまで真実を伝えておるのか、この機会にあらためて大臣からはっきりさしていただきたいと思ひますが、とりあえずの措置として——根本的な問題については、先ほど来話のあった調査会等に検討してもらおうとしても、とりあえずの問題として、特に六大都市の公営バスの赤字の問題等について「国から補助金を出す」という考え方が一つ、「政府関係金融機関などから受けている融資について政府が元利補給する」ということが一つ、いま一つは「起債の償還をタナ上げする」、こういうことを大臣が考えて、それについての、何と申しますか、結論を早急に出したというところが二月二十六日の読売新聞、三月二日の毎日新聞にありました。これが、この具体的な検討を命じ、それについての結論を出すことについていまま努力中なんではないですか。

部国で元利補給をするとか、全部補助金を出すとかが、これは困難なことではあります。目下事務局同士で検討いたしておる段階でございます。

○鈴木壽君 そうすると、新聞に伝えられておりますような案、これは大臣のあすかり知らざるどころだと、こういうことなんですか。事務局の検討しておる段階でのいわば試案だと、こういうことなんですか。

○国務大臣(早川崇君) 私は存じません。事務局がそういうことをもとに折衝しているということは聞いておりますけれども、それでなければならぬという大臣の要望とは、私は考えておりません。

○鈴木壽君 事務局でもそういうことはわからんと言います。さっき、あなた来る前に、財政局長から聞いていたのですが、そういうことわからんと言いますが、一体どうなんですか。これは、あなたは、新聞記事によると、「なお早川自治相は二十五日の記者会見で」いま言ったような三つの案について、これはそれぞれの試案の段階でありまして、いずれ「今週中には結論を出したい」と語っている。こう言っている。あなたが知らないという問題ではないと思ふのですが、その点どうですか。

財力を持った都市でもありますから、合理化によってどうしてもまかなえない金額ほどの程度のものかというような検討を、企画庁もやっているようでありまして、その検討をまわしまして結論を出したいと、かように考えます。

○鈴木壽君 どうもこれは大臣、あなた大臣として何かこれに対する対策を当然お持ちだろうと思うのですが、そういうものはないわけなんですか。ここにあげられたような、さっき私が申し上げたようなことも、これは事務局の関係各省の事務局との間の話し合いの問題で、自分としては関知しないようなことを何べんもおっしゃられるのですが、大臣としては一体どうなんですか。

○国務大臣(早川崇君) 御承知のように、大蔵大臣、経済企画庁、みな了承を得なければなりませんので、いかにこちらが理想案を出しても、そうはいかないのが現在の仕組みになっていくわけでありまして、それはあくまで事務局の折衝の一つの試案にすぎないのではないかと私は思っているわけでございます。

○鈴木壽君 そうすると、あなたは事務局がこういう試案をもつて折衝しているということについては承知し、それを支持している、こういうふうな理解をしなければならぬと思うのですが、それはそれでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(早川崇君) あくまでも事務局の一つの試案という意味においては、そのように御理解いただいていかと思います。

○鈴木壽君 ひとつ大臣、大事な問題ですから、あまり何とないですか、

言っちゃ悪いけれども、何か自分で
はつきりした考えも出さずに、責任も
感じないようなものの言い方は、ひと
つ慎んでいただきたいと思うのですが
ね。これは、かりに事務当局の案で
あったとしても、それならそれでいいの
です。しかし、大臣としてこの問題どう
するか、こういうことについてはつき
りしたものを持っておらなければなら
んと思うのです。それが、大蔵省との
関係あるいは他官庁との関係でどうい
うふうになるかわかりません、あるい
は思ったとおりにならないということ
も、お話しのとおり、過去においても
しばしばこういうふうな問題にはあり
ましたが、しかし、それはそれとし
て、やはり、こうすべきである、ある
いはこうしなければならんという大臣
としての、公営企業全般を扱っている
大臣としての心がまえ——というより
もむしろ具体的な方策というものは当
然あるべきだと思ふのですが、それも
ないのですか。

○国務大臣(早川崇君) これはなかなか
むずかしい問題でありまして、企業
自体として合理化し得る限度はどこま
でかという具体的な結論も出ておりま
せんし、また、国家財政上どれだけの
予算でこの暫定措置をやるかというこ
とも未確定である。したがって、われ
われといたしましては、まだ最終的に
かたまつた結論を出す段階にないので
ありまして、私は事務当局を督促して、
すみやかに実行できる一つの案を各省
あたりに打診をし、こう命じてい
るわけでありまして、そういう結果を
まづ、自治大臣としてはこの点はど
うしても譲れない、こうしなければなら
ないという結論を出すべきものと考

えてるのでありまして、いずれそう
いう段階が来るかと思つております
が、現在のところは、先ほ出して自治
大臣がこういう案を出すという段階で
はないと存じております。

○鈴木壽君 それではお聞きします
が、事務当局に結論を出すようにとい
うことを言いつけて、その結論を出す
時期について何か具体的にあなたお話
しになっていきますか。できるだけ早く
という程度でございしますか。それと
も、いつごろまでにとりようなことを
、何か期限をつけたような形でやっ
ておられるかどうか。その点はどうで
す。

○国務大臣(早川崇君) 再三再四、こ
れはほうっておけないから急げとい
うことは言つておられますが、何ぶん各省
それぞれの意見がありますので、期限
はもちろん切つておりません。

○鈴木壽君 さつき財政局長のほうか
らは、いろいろな案はないわけじゃな
いですが、発表段階でもなし、あげて
今度できる公営企業制度調査会、それ
の検討にゆだねたい、こう言つており
ますが、あなたもそれでよろしゅうご
ざいますか。

○国務大臣(早川崇君) それは、基本
問題はそれとありまして、暫定
措置としては、また別の問題として処
理したいと考へます。

○鈴木壽君 私も応急の対策としてい
ますとそれならぬけれども、いかにい
か、そういう審議会が、調査会にか
けた場合に、いつそういう答が出るか
わからぬから急がなければならぬじゃ
ないかと言つたら、一生懸命やっても
らえばそんなに延びはしないだろうか
ら、そつちのほうに検討してもらおう

だ、こういうことをいま私は聞きまし
たのですが、これは速記録を調べてみ
ればわかりますが、大臣の言うことは
違つてきておると思うのですが、どう
ですか。

○政府委員(柴田謙君) ちょっと誤解
があるようでございしますが、私から釈
明いたします。私が申し上げましたの
は、赤字再建の問題について申し上げ
たのであります。いま大臣からお話
しになっておられますのは料金ストップに
関するこの措置でございします。問題
が少し違ひますので、料金ストップに
ついても応急措置については、これは
別途早急に急がなければならぬ。こ
れは前にもお話ししたとおりでありま
す。赤字再建の問題、繰り越し赤字も
含めての赤字をどうするかという問題
については、これは四、五カ月はかか
るだろう、こういうことを申し上げた
のであります。

○鈴木壽君 これは、特別に赤字解消
の問題と料金ストップの問題と分けて
考へないほうがいいと思ふのです。赤
字解消の問題の一環として料金スタッ
プをそれじゃどうするのか、こうでな
ければならぬと思ふのです。しかし、
それはそれなりでよろしゅうございま
しょう。

大臣、それじゃ聞きますが、あなた
のほうの金丸次官が昨年の十二月二十
一日に運輸次官に対して、「大都市
公営バス料金の改訂抑制に伴う措置に
ついて」という文書を出して、料金を
上げることを押えておるために出た損
失というものは全額国で補てんをすべ
きだと考へるといふことを文書で出し
ておりますね。これは、とりあえずの
料金の改定ストップに対する自治省の

態度——大臣を含めてです——そう
いうふうに理解せざるを得ないと思
うのですが、この点はどうですか。

○国務大臣(早川崇君) これも、そ
ういふ文書を出したことも承知をいたし
ておるわけでありまして、なかなか運
輸省も、大蔵省も、全額国で負担する
というところにつきましては難色を示し
ておりますから、これは一つの考え方
として出したわけでありまして、この問
題は、自治体が非常に大きい力を持っ
ておるから、政府も困つておるのだか
ら、何とか自治体側でつなぎをやつて
くれという意見もあるわけございま
して、全額直ちに国で補てんするとい
うことにつきましては、いろいろな困
難があらうかと思つておりますが、そ
ういふ要望を次官からしたことは承知
しております。

○鈴木壽君 これは、金丸さんから運
輸次官の岡本さんに出し、さらに経済
企画庁の次官に出しておるといふこと
を聞いただけで、大臣としてはこうい
うことに対してどう考へておられる
か、この内容について。

○国務大臣(早川崇君) これは要望と
して出しておるわけでありまして、政府
は一体でありますから、そういうた問
の調整を現在やつておるといふわけ
でございします。片や公共事業自身の人件
費が非常に高いとか、諸手当が五十幾
つもあるとか、いろいろな問題があり
ますし、そういう問題を総合的に検
討して結論を出すというわけでありま
す。

○鈴木壽君 どうもあなたの方、みんな
この問題逃げてますね。運輸大臣にお
聞きしますが、こういう文書をあなた
のほうの次官の岡本さんのところへ自

治省の金丸事務次官から出されておる。
もちろんあなたも御承知でしょうが、
内容について。料金改定が押えられて
いるために、そのしわ寄せを地方団体
に求めることは適当でないから、全額
その赤字分を国で補てんすべきであ
る、補てんの措置としては、国庫補助
金の交付、あるいは元利補給つきの融
資の措置でやるべきだ、こういう文書
に対しては、あなた大臣として、いま
の料金ストップに伴う公営企業の経営
問題として、どういふふうな受けとめ
ておられますか。

○国務大臣(後藤健太郎君) そういう
文書は確かに運輸次官の手に参つて
おりまして、私も参つては、何と
かそういう方向に向かつて解決すべき
であると考へまして、目下関係各省と
折衝をしているのが現段階でございま
す。

○鈴木壽君 関係各省というのは、ど
ういふところですか。

○国務大臣(後藤健太郎君) 主として
大蔵省、それから経済企画庁その他
であります。

○鈴木壽君 そうすると、自治事務次
官からの申し入れの趣旨についてはあ
なたも賛成だ、こういう趣旨が実現で
きるように他の関係各省と折衝してお
られるというふうにおつしやいました
ね。

○国務大臣(後藤健太郎君) そのとお
りでございます。

○鈴木壽君 具体的に大臣の間でこの
問題についてお話し合いをしたことが
ございしますか。

○国務大臣(後藤健太郎君) ありませ
ん。

○鈴木壽君 事務段階で、事務当局の

しゃつたのですが、秋田市営のバス事業と中央交通——民間の企業でござい
ますが、この路線の国道七号線の路線
で市営のものがいつも回数を減らされ
ておる。これは最近ではもうあきらめて
しまつて、あなた方に申請を出してよ
こさない。こういうのがあつたのです。
こういうことは改めていただければ
ね、いかがですか。

○国務大臣(後藤健太郎君) いま自動
車局長から聞きましたが、そういうよ
うなことはないと申しておりますが
ら、もしそういうことでありますなら
ば、もちろん事業を考へまして適当
に処理いたしたいと思ひます。公営だ
からといってとめるとか、民営だから
先に優先して許すとかというようなこ
とはやらぬということでございます。

○鈴木壽君 自動車局長、あなたさう
いうことないとおっしゃつたさうで
ございますが、あなたさうと前から局長
をなさつていますか。

○政府委員(木村睦男君) 約二年半
やつております。

○鈴木壽君 その前の問題はあなた御
承知ないね。国道七号線の土崎—秋田
間の路線で、秋田市営バスはこれ以上
動けない。何べん頼んでも何べん申請
を出しても許してもらえなくなつてお
ります。もらえないのであきらめて、
とてもじゃないが、あきらめたかつこ
うですね。あなたが局長になつてから
はあらためて申請は出さなかつたのだ
らうと思ひますが、これはひとつお
調べになつて、私実はききょうこんな局
部的な問題を取り上げるつもりでな
かつたのでございませうけれども、私は
公営企業のあり方として、バスならバ
ス、交通なら交通のあり方として、ほ

んとくにフルに動いてもらひ、また、
健全な発達をさせるというものであれ
ば、少なくとも自分の行政区域の中で
の路線の、認可ですか許可ですか、そ
ういふものは私企業にある程度チェッ
クしても、同じ自分の行政区域の中で
はそんなことがあつたのでは困る問題
だと思ひます。そういう意味か
ら、一般的な問題として私ちやつとお
聞きしたのですが、これはひとつ、私
がもし誤つておればあとからおわびし
ますが、そういう事実がありますか
ら……。現にラッシュ時にしかバ
スを動かしておられないのです。あと
は一時間に一本とか何とかというの
です。一番かせげる路線なんです。そ
れが中央交通とか何とかの関係で、
私、中央交通を入れるなというこ
とで、少なくとも同等に動かした
らいいんじゃないか、こういうことな
んでありますが、特殊な問題でありま
すから、これはこの席でどうのこうの
ということは私はこれ以上言いません
から、あとでひとつお調べになつて
いただきたいと思います。もしそういう
事実がなかつたというのであれば、私
おわびを申し上げますけれども。

○政府委員(木村睦男君) 私のほうも
よく調べます。
なお、一言大臣の答弁を補足いたし
ますが、公営と民営と競合になつてお
るような場合には、いずれも、たとえば
公営の赤字を救うがゆゑにそれを認め
るとか、民営の赤字を救うがゆゑにそ
れを認めるとかという考え方をとるの
ではありませうので、どちらを認める
ことが利用者の利便になるかというこ
とを考へるわけでございます。その次
には、やはり事業者同士がそれぞれあ
る地域を限つて自分のバスをやつてお
るといふ業者間の協調態勢をくずした
くない、これが円満にやつていける方
法でございますので、その点も考へる
わけでございます。公営につきまし
ては、おのづから公営の公共団体の地
域的な範囲内において大体バスをやる
ということで見えておりますし、それか
ら民営につきましては、従来のその会
社のやつておりました地域の範囲とい
うものがおのづからあるわけございま
すので、それを中心に見るわけござい
ます。そして、一つの都市の中で
も、その公営のバスがやつておると同
時に、その都市の一部あるいは大半を
民営にしてやつておるといふ現実の
態もあるわけでございます。そして、
うふに、何といひますか、事業区域
的なものがダブつておるといふふうな
地域で競合になつておりました場合に
は、やはり運行系統その他申請の状況
を見まして、どちらを認めることが利
用者の便になるかということ考へる
わけでございます。

○委員(長(竹中恒夫君) ちよつと速記
をとめてください。

○委員(長(竹中恒夫君) ちよつと速記
をとめてください。

○委員(長(竹中恒夫君) 速記を起こし
てください。

本日はこの程度にいたしまして、次
回は、三月十九日木曜日午前十時開会
の予定でございます。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時十七分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託
された(予備審査のための付託は一月
二十九日)
一、公営企業金融公庫法の一部を改
正する法律案

三月十三日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。
一、地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

地方税法等の一部を改正する法律
案
地方税法等の一部を改正する法
律案

三項中「二十万円」を「二十二万
円」に改める。
第七十三條の二十二第一項第二
号及び第三項並びに第七十二條の
四十八第一項中「百万円」を「百五
十万円」に、「二百万円」を「三百
万円」に改める。

第七十三條の二第二項中「譲渡
が行われた日」の下に「(住宅金融
公庫、日本住宅公団又は家を新
築して譲渡することを業とする者
で政令で定めるものが注文者であ
る家屋の新築に係る請負契約に基
づく当該注文者に対する請負人か
らの譲渡が当該家屋の新築後最初
に行なわれた場合は、当該譲渡の
後最初に行なわれた使用又は譲渡
の日)」を加える。

第七十三條の四第一項第三号中
「及び民法第三十四條の法人」を、
「民法第三十四條の法人」に改め、
「直接保育の用に供する不動産」
の下に「及び民法第三十四條の法
人がその設置する看護婦、看護婦
婦、歯科衛生士その他政令で定め
る医療関係者の養成所において直
接教育の用に供する不動産」を加
え、同項第九号中「業務の用に供
する土地」の下に「又は同号の宅
地とあわせて造成する国若しくは
地方公共団体が公用若しくは公共
の用に供するための土地」を加
え、同項に次の二号を加える。

十六 産炭地域振興事業団が産
炭地域振興事業団法(昭和三十
七年法律第九十五号)第十
九条第一項第一号又は第二号
に規定する業務の用に供する
土地

第七十二條の十七第一項ただし
書中「第二十一條から第二十三條
まで」を「第二十條及び第二十一
條」に改める。
第七十二條の十八第一項及び第

十七 日本中小企業指導セン

ターが中小企業指導法（昭和三十一年法律第四十七号）第二十六条第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三條の七第十号の次に次の一号を加える。

十の二 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人がその組合員又は社員となる資格を有する者から現物出資を受け

る場合における土地の取得
第七十三條の十四第一項中「一の部分をいう。」の下に「第七十三條の十五の二及び第七十三條の二十四第一項において同じ。」を加え、「百萬元」を「百五十萬元」に改め、同條第六項中「又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該取用され、又は譲渡した日から二年以内に、当該取用され、又は譲渡した不動産」を「公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者又は公共事業の用に供するため取用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該取用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該取用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産」に改める。

第七十三條の十五の二第一項中「二萬元」を「五萬元」に、「十萬元」を「十五萬元」に、「五萬元」

を「八萬元」に改める。

第七十三條の二十四第一項中「六十萬元（共同住宅等を新築した場合又は住宅を新築して譲渡し、若しくは賃貸する事業を行う者が譲渡し、若しくは賃貸するための住宅を二以上新築した場合において、当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の坪数で除して得た額に当該住宅の坪数と乗じて得た金額が六十萬元をこえるときは、当該金額）」を「百五十萬元（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表わした数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅の床面積の二倍の面積の平方メートルで表わした数値（当該土地の面積がその上に新築した住宅一戸について二百平方メートルをこえる場合においては、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十萬元をこえるときは、当該乗じて得た金額）」に改める。

第七十三條の二十七の二第一項中「又は公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡した場合において、当該不動産が当該取用され、又は譲渡した不動産」を「公共事業を行なう者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、又は公共事業の用に供するため取用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不

動産が当該取用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産」に改める。
第二百九十五條第一項第三号中「十八萬元」を「二十萬元」に改める。
第三百十三條第四項中「又は第三百十四條の七第二項の規定による控除」を削る。
第三百十四條第二項中「第三百十四條の七第八項」を「第三百十四條の七第七項」に改める。
第三百十四條の二第一項ただし書中「第六号」を「第五号及び第六号」に改め、同項第五号イ中「七萬元（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五萬元をこえる配偶者があつたときは、五萬元）」を「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七萬元（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五萬元をこえる配偶者があつたときは、五萬元）、本項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四萬元」に改め、同條第二項第一号中「七萬元（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五萬元をこえる配偶者があつたときは、五萬元）」を「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七萬元（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五萬元をこえる配偶者があつたときは、五萬元）、前項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四萬元」に改め、同條第三項中「第一項第五号及び前項の場合において、その」

を「第一項本文の規定による控除をする場合において、同項第五号及び前項に規定する」に改め、同條第四項中「前二項」の下に「又は第二項」を加える。
第三百十四條の七第二項を削り、同條第三項中「前項に規定する」を「第三百十四條の二第一項ただし書の規定による控除をする」に、「納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者」を「納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者（扶養控除額の控除の対象とされた者を除く。）」に、「前項の規定によつて控除すべき金額をこえるように」を「青色専従者給与額の支給を受ける者にあつては当該青色専従者給与額の支給を受ける者一人について千六百円以上の金額を、事業専従者にあつては当該事業専従者一人について千円以上の金額を」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同條第八項とする。
第三百十七條の二第一項第六号中「第四項」を「第三項」に改める。

第三百四十八條第二項第九号中「及び民法第三十四條の法人」を「民法第三十四條の法人」に改め、「直接保育の用に供する固定資産」の下に「及び民法第三十四條の法人がその設置する看護婦、準備看護婦、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産」を加え、「日本赤十字社」を「並びに日本赤十字社」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 日本中小企業指導セン

ターが中小企業指導法第二十六條第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第三百四十九條の三第四項中「第四條第二項」を削り、同條第十五項及び第十六項を次のように改める。

15 租税特別措置法第十一條第一項第二号の個人又は第四十三條第一項第二号若しくは第六号の法人が新設したそれぞれこれらの規定の適用を受ける機械その他の設備（以下「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

16 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに製造された車両で政令で定めるものを取得（当該

車両が第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する信託会社からの賃借を含む。）としてこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

第四百六十五条中「百分の十三・四」を「百分の十五」に改める。

第四百八十九条第二項第一号中「プロピレンオキサイド」を「ポリプロピレン、プロピレンオキサイド」に改め、同項に次の三号を加える。

六 ポリプロピレン系合成繊維
七 アセチレン（天然ガス又は揮発油を原料とするものに限る。）
八 アセトアルデヒド（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百九十条中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第七百条の七中「一万二千五百円」を「一万五千円」に改める。
附則第九項及び第十一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第十七項中「附則第二十七項」を「附則第三十五項」に改める。

附則第三十八項を第五十一項

とし、第三十四項から第三十七項までを十三項ずつ繰り下げ、第三十三項の次に次の十三項を加える。

（昭和三十九年度分から昭和四十一年度分までの固定資産税及び都市計画税に関する特例）

34 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度分の固定資産税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の固定資産税額（以下「調整固定資産税額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の固定資産税の税額は、当該調整固定資産税額によるものとする。

35 前項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは、昭和三十八年度分の固定資産税を課された土地については、昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をいい、昭和三十九年度、昭和四十年及び昭和四十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三

百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものをいう。ただし、これらの土地が昭和三十九年度分、昭和四十年及び昭和四十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同項に定める率を乗じて得た額とし、また、昭和三十九年度、昭和四十一年度又は昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地（以下「地目の変換等がある土地」という。）については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三

36 附則第三十四項の「調整対象農地」とは、田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年及び昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の課税標準額をこえるものをいい、同項の「調整対象宅地等」とは、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年及び昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の

課税標準額の一・二倍の額をこえるものをいう。
37 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百五十一条中「固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき額（土地のうちの、調整対象農地についてはその昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等についてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）と、「二万円」とあるのは「二万四千円」と、第三百六十四条第二項中「土地、家屋及び償却資産の価額」とあるのは「土地、家屋及び償却資産の価額（土地のうちの、調整対象農地についてはその昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等についてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）とする。」とする。

38 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条に定めるもののほか、調整対象農地についてはその昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等についてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準とする。この場合においては、当該各年度分の都市計画税額及び固定資産税額の合算額（以下「調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額及び固定資産税の税額の合算額は、当該調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額によるものとする。

39 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、固定資産税の納税者は、前項の規定によつて土地

課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された事項（昭和三十九年度、昭和四十年及び昭和四十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び地目の変換等がある土地に係る事項を除く。）については、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

40 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の都市計画税及び固定資産税に限り、第七百二条の七第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合における当該各年度分の都市計画税額及び固定資産税額の合算額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の都市計画税額及び固定資産税額の合算額（以下「調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額及び固定資産税の税額の合算額は、当該調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額によるものとする。

41 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の都市計

面税に限り、都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収しない場合における当該各年度分の都市計画税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の都市計画税額(以下「調整都市計画税額」という。)をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額は、当該調整都市計画税額によるものとする。

(外航船舶に対して課する固定資産税に関する特例)

42 市町村は、昭和三十九年度から昭和四十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条の三第七項に規定する外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものに對しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

(新築住宅に對して課する固定資産税の減額)

43 市町村は、昭和三十八年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された住宅(もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で当該人の居住の

用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に對する割合が政令で定める割合以上であるもの(以下本項において「併用住宅」という。)をいう。)で政令で定めるもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税については、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額)の二分の一に相當する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

(新築中高層耐火建築物に對して課する固定資産税の減額)

44 市町村は、昭和三十九年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該當する建築物で、地上階数(政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。以下同じ。)三以上を有するものをいう。)である住宅(もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に對する割合が政令で定める割合以上であるもの

(以下本項において「併用住宅」という。)をいう。)で政令で定めるもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税については、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から、地上階数四以下のものにあつては五年度分、地上階数五以上のものにあつては十年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額)の二分の一に相當する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

(電気ガス税の税率の特例)

45 次に掲げる製品のうち自治省令で定めるものの製造業を営む者のうち自治省令で定めるものがその事業所において直接その業務の用に使用する電気に對して課する電気ガス税の税率は、昭和三十九年六月一日から起算して五年間に限り、第四百九十条の規定にかかわらず、百分の二とする。

一 綿紡績糸
二 ビスコス繊維紡績糸及び銅アンモニア繊維紡績糸
三 綿織物
四 ビスコス繊維織物及び銅アンモニア繊維織物

(外客に對する料理飲食等消費税の特例)

46 道府県は、当分の間、外客(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項

各号(第十四号を除く。)に掲げる者のいずれか一に該當する者としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の飲食及び旅館における宿泊に對しては、第一百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「第九条の三第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三十三條第三項中「第三

百十四條の二第二項本文の「三」を「四」に改め、同条第七項中「第九條の三第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三十四條第二項中「第二項本文」を「第一項」に、「第七項」を「第五項」に改める。

第三十四條の二第二項ただし書を削り、同項第五号イ中「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」を「七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」に改め、同条第二項第一号中「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」を「七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」に改め、同条第四項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「第一項本文」を「第一項」に

第三十四條の二第二項ただし書を削り、同項第五号イ中「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」を「七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」に改め、同条第二項第一号中「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」を「七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」に改め、同条第四項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「第一項本文」を「第一項」に

第三十四條の二第二項ただし書を削り、同項第五号イ中「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」を「七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」に改め、同条第二項第一号中「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」を「七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)」に改め、同条第四項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「第一項本文」を「第一項」に

改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第三百十四条の三第一項の表以外の部分を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めたる率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三百十四条の三第二項中「(同条第一項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する総所得金額をいう。)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 市町村は、第一項に規定する標準税率をこえる率で所得割を課する場合においては、同項の表の上欄に掲げる金額の区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得たる率をこえる率で課することができる。

第三百十四条の七第一項中「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする」と及び「を標準」として当該市町村の条例で定める金額を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三

項とし、同条第六項中「第三百十四条の二第八項」を「第三百十四条の二第七項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「及び第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項中「所得割の納税義務者」を「市町村は、所得割の納税義務者」に改め、「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「及び第四項」を「及び第二項」に改め、「第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで及び第二項から第四項までの規定を適用した場合の所得割の額から」を削り、同項を同条第六項とする。

第三百十七条の二第一項第六号中「から第三項まで」を削る。

第七百三条の三第五項を次のように改める。

5 前項の所得割額は、所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額(その金額が二万円をこえるときは、二万円)を控除した金額によるものとする。)、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から第三百十四条の二第一項第六号の規定による控除を

した後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額にあん分して算定する。

第七百三条の三第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 前項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得の金額の計算については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第三十一条の二第二項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。

7 第五項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合においては、第三百十三条第八項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

8 前三項の規定によつて第四項の所得割額を算定することが著しく困難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前三項の規定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額又は市町村民税の所得割額にあん分して算定することができる。

第七百六条の二第一項中「第七百三条の三第五項」を「第七百三条

の三五項若しくは第八項」に改める。

附則第十二項中「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする」を削る。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第五項」を「第四項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

附則第三十三条及び第三十三条の二を次のように改める。

(市町村民税の所得割の課税方式の改正及び税率の引下げに伴う起債の特例)

第三十三条 昭和三十三年度において市町村民税の所得割を地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九号以下「改正法」という。第一條の規定による改正前の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして課した市町村(市町村の一部につき市町村民税の所得割を同項ただし書の規定による控除をして課した市町村を含む。以下「ただし書市町村」という。))は、改正法第一條の規定による市町村民税の所得割に係る課税方式の改正による市町村民税の所得割の減収額をうめるため、昭和三十三年度から昭和四十三年度までの各年度において、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

4 前項の規定により起すことができる地方債の額は、昭和三十三年度にあつては、ただし書市町村が同年度において改正法第一條の規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課し、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

3 ただし書市町村は、改正法第二條の規定による市町村民税の所得割に係る課税方式の改正による市町村民税の所得割の減収額をうめるため、昭和四十一年度から昭和四十四年度までの各年度において、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すこと

がでる地方債の額は、昭和三十三年度にあつては、ただし書市町村が同年度において改正法第一條の規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課し、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

た場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

5 昭和三十八年度において市町村民税の所得割を改正法第二条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した市町村（以下「不均一課税市町村」という。）を含む。

6 前項の規定により起こすことができる地方債の額は、昭和四十年年度にあつては、当該市町村が同年度において改正法第二条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の三第一項の表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率で課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

7 第一項、第三項及び第五項の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村については、適用しない。

8 第一項、第三項又は第五項の規定により市町村が地方債を起こす場合においては、当該地方債の額（一の年度においてこれらの規定のうち二以上の規定により地方債を起こす場合においては、それらの地方債の額の合算額）は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

9 第一項、第三項又は第五項の規定による地方債（以下「特例債」という。）は、国が資金運用部資金をもつてその全額を引き受けるものとする。

10 市町村が特例債を起こす場合においては、地方自治法第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

11 特例債の利率及び償還の方法並びに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における第一項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の二 削除
（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二條第一項から第三項までの規定中「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税に關する改正規定は同年七月一日から、第二条並びに附則第三条、第十条、第二十二條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定は昭和四十年四月一日から施行する。
（道府県民税に關する規定の適用）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十四條の五第一項第三号の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の地方税法（以下「四十年法」という。）第三十二條第七項の規定は、昭和四十年年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に關する規定の適用）
第四条 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）附則第十六條に規定する輸出取引又は同法附則第十八條に規定する技術輸出取引に係る法人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。

第五条 旧法第七十二條の十七第一項ただし書の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第五条に規定する輸出取引又は同法附則第七條に規定する技術輸出取引に係る個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。

第六条 新法第七十二條の十八第一項及び第三項の規定は、昭和三十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第七条 新法第七十二條の二十二第二項第二号及び第三項並びに第七十二條の四十八第一項の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下「同じ。」から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。）

5 昭和三十八年度において市町村民税の所得割を改正法第二条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した市町村（以下「不均一課税市町村」という。）を含む。

6 前項の規定により起こすことができる地方債の額は、昭和四十年年度にあつては、当該市町村が同年度において改正法第二条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の三第一項の表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率で課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

7 第一項、第三項及び第五項の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村については、適用しない。

8 第一項、第三項又は第五項の規定により市町村が地方債を起こす場合においては、当該地方債の額（一の年度においてこれらの規定のうち二以上の規定により地方債を起こす場合においては、それらの地方債の額の合算額）は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

9 第一項、第三項又は第五項の規定による地方債（以下「特例債」という。）は、国が資金運用部資金をもつてその全額を引き受けるものとする。

10 市町村が特例債を起こす場合においては、地方自治法第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

11 特例債の利率及び償還の方法並びに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における第一項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の二 削除
（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

2 法人のこの法律の施行の日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度分の事業税に係る旧法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十七第一項の期限が同日以前であるときは、当該期限において申告納付した、又は申告納付すべきであつた事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第八条 新法第七十三条の十四第一項、第七十三条の十五の二第一項又は第七十三条の二十四第一項の規定は、昭和三十九年一月一日以後において不動産を取得した場合について適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第九条 新法中個人の市町村民税に關する規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十条 四十年法中個人の市町村民税に關する規定は、昭和四十年年度の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十一条 新法第三百四十八条第二項の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十二条 新法第三百四十九条の三第十五項の規定は昭和三十八年一

月二日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、同条第十六項の規定は同日以後において取得された同項に規定する車両について、それぞれ昭和三十九年度分の固定資産税から適用する。

第十三条 旧法第三百四十九条の三第四項の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第四条第二項の規定の適用を受けていた機械設備等で昭和三十九年三月三十一日までの間において取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

第十四条 旧法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十八年一月一日までの間に新設されたこれらの規定に規定する機械設備等に対して課する昭和四十年年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(市町村たばこ消費税に関する規定の適用)

第十五条 新法第四百六十五条の規定は、昭和三十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十六条 新法第四百九十条の規定は、昭和三十九年四月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税に

あつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)から適用し、同年三月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

(税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収)

第十七条 この法律の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者(以下「販売業者等」という。)が特約業者若しくは元売業者から軽油の引取りを行ない、この法律の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(以下「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合には、当該引渡し又は移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定(第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第十八条 この法律の施行前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この法律の施行後において当該譲渡を受けた軽油(前条の規定により課税される軽油を除く。)を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者

を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定(第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第十九条 この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下「小売業者」という。)が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次条の免税証に記載された軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上である場合には、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定(第七百条の五第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第二十条 この法律の施行前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、この法律の施行の際当該免税証を所持している場合において、当該免税証に記載された免税軽油の数量が前条の軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上であるときは、当該小売業者がこの法律の

施行の日に特約業者又は元売業者から当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第二十一条 前三条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、この法律の施行の日(附則第十八条の場合にあつては、特約業者又は元売業者が譲渡をした日)から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該特約業者、元売業者又は小売業者の当該軽油を直接管理する事務所又は事務所(前条の場合にあつては、当該免税証を所持している事務所又は事業所とする。)所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならぬ。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税額が三万円をこえるときは、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができ、この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴収することができる。

3 新法第十五条の二、第十六条並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収の猶予をした場合においては、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

5 第二項の規定によつて徴した担保に係る抵当権の取得に関する登記又は登録については、登録税を課さない。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第二十二條 四十年法第七百三條の三第五項から第八項まで及び第七百六條の二第一項の規定は、昭和四十年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱ひ)

第二十三條 この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 前二十三條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第二十五條 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五條第三項を削る。

第十條の三中「地方税法」の下に「昭和二十五年法律第二百二十六号」を加える。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十六條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「百分の十三・四」を「百分の十五」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十七條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「税率とし、個人に対する市町村民税の所得割については、地方税法第三百四十四條の三第一項の規定により率するものとされる所得割の税率を基礎として自治省令で定める率とする」を「税率とする」に改める。

第二十八條 前條の規定による改正後の地方交付税法第十四條第二項の規定は、昭和四十年度分の地方交付税から適用し、昭和三十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十九條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15 昭和四十年から昭和四十二年

年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金に限り、第八條及び第九條第一項の規定の適用(第十六條第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む)については、これらの規定中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格(田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格がその昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるもの)については、その昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格と同額とし、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格がその昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の一・二倍の額をこえるものについては、その昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の一・二倍の額とする。」とする。

(改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ九四三 佐藤裕外七名

紹介議員 市川 房枝君

固定資産の評価がえが行なわれると、宅地二十パーセントの増税をはじめ登録税、不動産取得税、相続税及び贈与税等が増税となるから、固定資産の評価がえと増税を取りやめられたいとの請願。

第九六九号 昭和三十九年二月二十八日受理

土地、家屋の評価額改定による固定資産税引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿一ノ一〇四外苑コーポ内 藤田 寿外百十七名

紹介議員 市川 房枝君

重税に苦しむ国民生活の現状を考慮のうえ、左記事項を実現せられたいとの請願。

一、土地、家屋の評価額改定による固定資産税のつり上げをやめること。

二、「固定資産評価基準」による土地、家屋の推定押しつけ評価をしないこと。

三、固定資産税の控除制度を新設し、大幅控除を行ない、また大幅に免税点を引き上げること。

四、固定資産税の大企業に対する減免の特例を撤廃すること。

五、固定資産の税率は累進制とし、大幅に引き下げることを。

三十九年度から実施されようとしている固定資産の価替えによる課税は影響するところがじん大であり、単に固定資産税の増税にとどまらず、家賃、地

第九六八号 昭和三十九年二月二十八日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願

第九六八号 昭和三十九年二月二十八日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願

第九六八号 昭和三十九年二月二十八日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願

第九六八号 昭和三十九年二月二十八日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願

第九六八号 昭和三十九年二月二十八日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願

第九六八号 昭和三十九年二月二十八日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願

代はもちろんのこと諸物価の高騰に拍車をかけるものである。

第九八一号 昭和三十九年二月二十八日受理

トルコ風呂、ヌードスタジオの取締りに関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区小山町三、一三五 千野京子

外二名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一〇六六号 昭和三十九年三月四日受理

トルコ風呂、ヌードスタジオの取締りに関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区天沼一ノ九〇 江上和子外一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一〇八七号 昭和三十九年三月五日受理

トルコ風呂、ヌードスタジオの取締りに関する請願(六通)

請願者 横浜市戸塚区汲沢町二、二三四 桜井仁蔵

外五名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一〇八八号 昭和三十九年三月五日受理

トルコ風呂、ヌードスタジオの取締りに関する請願(八通)

請願者 東京都文京区八千代町三〇 南三夫外七名

紹介議員 林 堀君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一〇八九号 昭和三十九年三月五日受理

トルコ風呂、ヌードスタジオの取締りに関する請願(六通)

請願者 東京都世田谷区新町二ノ三八五 永田満里外

五名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一〇一二号 昭和三十九年二月二十九日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 東京都葛飾区宝町八八ノ六 山本政男外六名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第一〇一三三号 昭和三十九年二月二十九日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切町二ノ三九 鈴木恭子外六

名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第一〇二六号 昭和三十九年三月二日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(十二通)

請願者 東京都板橋区向原町一、三二二 高橋勝外十一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇三三五号 昭和三十九年三月三日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願

請願者 京都府船井郡日吉町四ツ谷 磯部志津

紹介議員 林 堀君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇六二二号 昭和三十九年三月三日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(九通)

請願者 東京都江戸川区小岩町六ノ八八三 玉木キヨ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇六五号 昭和三十九年三月四日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(十二通)

請願者 東京都江東区深川介天町一ノ一一 小柴美知

外十一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇六七号 昭和三十九年三月四日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上甲東園二ノ一〇一 田中博子

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇六九号 昭和三十九年三月四日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(十四通)

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸一、一九茨城県地域婦人団体連絡会内 西谷登喜外十三名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇七〇号 昭和三十九年三月四日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願(三通)

請願者 東京都江戸川区長島町九五 関口夏子外二十

六名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇九〇号 昭和三十九年三月五日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願

請願者 北九州市小倉区富野本

町一丁目日本基督教婦人矯風会門司支部内 鶴原綾 勇君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇九一号 昭和三十九年三月五日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願

請願者 埼玉県大宮市桜木町四ノ七九九 赤坂茂子

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇九二二号 昭和三十九年三月五日受理

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢町三ノ八六三 末永広

子外八名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第八四六号と同じである。

第一〇七一一号 昭和三十九年三月四日受理

農地評価制度改定に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡厳木町 敵木 千喜田義勇外千

五百十二名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第四〇一号と同じである。

第一〇九三三号 昭和三十九年三月五日受理

軽油引取税増徴反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ四日本乗合自動車

協会内 伊能繁次郎

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、大規模な公有水面の埋立て(干拓を含む。以下同じ)により生ずる土地に係る区域をもつてあらたに村を設置する場合の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の特例を定めるとともに、当該村の組織及び運営に係る地方自治法その他の法律の特例を定めるものとする。

(村の設置の特例)

第二条 大規模な公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てによりあらたに生ずる土地に係る区域をもつて村を設置することが適当であると認めるときは、内閣は、関係普通地方公共団体の意見をきいて、あらたに村を設置することができる。

2 前項の意見については、関係普通

通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 自治大臣は、第一項の規定による処分があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の規定による告示は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(設置選挙の特例)

第三条 新村(前条第一項の規定による処分により設置された村をいう。以下同じ)の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣が指定する日」と読み替へるものとする。

(職務執行者)

第四条 新村の設置があつたときは、都道府県知事は、都道府県の議会の同意を得て、当該都道府県の吏員で市町村長の被選挙権を有する者のうちから、新村の長の職務を行なう者(以下「職務執行者」という。)を定めなければならない。

2 職務執行者は、新村の長が最初に選挙され、就任する時まで、この法律に定めるもののほか、新村の長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

3 職務執行者の任期は、二年とする。

4 都道府県知事は、職務執行者が心身の故障のため職務の執行がで

きないと認めるとき、又は職務執行者に職務上の義務違反その他職務執行者たるに適しない非行があると認めるときは、その任期中においてこれを解職することができる。

5 地方自治法第百四十二条及び第百四十五条の規定は、職務執行者に準用する。この場合において、同法第百四十五条中「当該普通地方公共団体の議会の議長又は議会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

6 職務執行者は、市町村長の被選挙権を有しなくなつたとき、又は前項において準用する地方自治法第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。この場合において、同条の規定に該当するかどうかは、都道府県知事が決定しなければならない。

(職員)

第五条 職務執行者の補助機関たる常勤の職員は、都道府県知事の補助機関たる職員のうちから、当該都道府県知事の同意を得て、職務執行者がこれを命ずる。

2 職務執行者は、その権限に属する事務の一部を前項の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

3 職務執行者は、第一項の職員を指揮監督する。

(条例の特例)

第六条 新村は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、地方自治法第九十六条の規定にかかわらず、当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て、条例を設け、又は改廃することができる。

2 都道府県知事は、前項の承認をしようとする場合において、当該条例が地方税の賦課徴収、分担金若しくは使用料の徴収又は行政事務の処理に関する条例であるときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の同意を得なければならない。

3 新村の長は、新村の設置後最初に招集された議会の会議において、第一項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。

(議決事項の特例)

第七条 職務執行者は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し、及び執行する場合において地方自治法その他の法令により議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて都道府県知事の承認を得なければならない。

(委員会等の特例)

第八条 新村には、地方自治法第百八十一条の選挙管理委員会及び同法第百九十五条の監査委員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二条の教育委員会、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條の公平委員会、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第

三条の農業委員会並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百二十三條の固定資産評価審査委員会、これらの規定にかかわらず、選挙管理委員会については新村の議会において最初に選挙管理委員会が選挙されるまでの間、監査委員、教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会については新村の議会の同意を得てこれらの委員が最初に選任されるまでの間、農業委員会については新村の設置による長の選挙が行なわれ、新村の長が就任するまでの間、これを置かないものとする。

2 前項の規定により選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会が置かれないう間においては、新村の選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び公平委員会の事務については都道府県の選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び公平委員会の事務については都道府県の農業委員会及び人事委員会が、新村の農業委員会の事務については職務執行者が管理し、又は執行するものとする。

(議会の議員、長及び委員の任期の特例)

第九条 第三条の規定により読み替へて適用される公職選挙法第三十三條第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日(以下「指定日」という。)から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙され、又は選任される新村の議会の議員、長、選挙管理委員、監査委員及び農業委員会の選挙による委員の任期は、地方自治法第九十三條第一項、第百四十條第一

項、第百八十三条第一項本文及び第百九十七条本文並びに農業委員会等に関する法律第十五条第一項本文の規定にかかわらず、二年とする。

2 指定日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選任される新村の教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条第一項本文及び附則第八条、地方公務員法第九条第十項本文及び附則第五項並びに地方税法第四百二十三条第六項及び第四百二十四条第一項の規定にかかわらず、二年とし、指定日から起算して四年を経過した日以後最初に選任されるこれらの委員の任期については、当該選任される委員を新村の最初の教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員とみなして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第八条、地方公務員法附則第五項及び地方税法第四百二十四条第一項の規定をそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自治省設置法の一部改正)

2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の七の次に次の一号を加える。

十四の八 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る

地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第号)の施行に関する事務を行なうこと。
第十条第五号の五の次に次の一号を加える。
五の六 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の施行に関すること。